

為換座三井組の成立と展開

岩 崎 宏 之

はじめに

一 三井家における明治三年の改革

二 為換座三井組の成立

1 新貨幣為替方と三井金券銀行構想

2 東京大元方の成立と呉服店分離

3 為換座三井組の成立

三 為換座三井組の機能

1 新貨幣為替方

2 大蔵省・開拓使両兌換証券発行

四 三井組の展開

3 公金取扱業務

4 府県出張店

1 第一国立銀行の創設と為換座三井組

2 三野村利左衛門への家政改革委任

3 御用所の成立

4 東京大元方の確立

おわりに

はじめに

本稿は、為換座三井組の検討を通じて、明治初年における三井組の存在形態を明らかにしようとするものである。

維新変革期の政治的・経済的変動のなかで漸くにしてその巨大な貨幣財産を維持しえた三井は、明治政府への寄生的関係の強化を基軸にしつつ新たな資本蓄積を開始する。この三井の政商資本としての形成の上で重要な契機をなしたのが為換座三井組の設立であった。

為換座は、明治四（一八七一）年新貨幣の発行に随伴して設けられた。しかしここでは、新貨幣為替方としての新旧

貨幣交換の業務のみならず、造幣寮への地金銀納入、大蔵省・開拓使両兌換証券の発行とその引き換え、政府関係機関の公金出納取扱い等々、各種の政府御用が行なわれ、いわば明治政府の財政機関の一部を代位するものであった。とりわけ為換座の設立においては、当該期のいわゆる井上財政の金融政策の上で、それを実現するための中核的機関としての位置づけを与えられていたことに注目したい。ここでは、特権的豪商の資力に依拠しつつ、これを移植すべき近代的経済制度の担い手とする資本主義の早期育成が意図されていたのである。

しかし、この為換座をめぐる問題は、国立銀行条例の制定・第一国立銀行の創立にいたる脈絡のなかで考えられねばならない。

井上財政が打ち出した国立銀行制度は、幣制の統一を前提とする新たな金融機構の整備をはかるものであったが、とくに第一国立銀行には、国庫制度統一の役割が与えられていた。国庫制度の統一は税法改革と密接な関係を有し、明治政府の財政確立の前提条件をなす。これが廃藩置県以後における全国的支配体制構築の重要な一環をなすものであることは云うまでもない。第一国立銀行は、井上ら大蔵省首脳の強力な主導のもとで三井・小野両者の合資によって創立された。この過程で、維新以来明治政府の財政機関の一端を担ってきた為替方が廃止され、大蔵省の官金出納事務は第一国立銀行に命じられた。そして同時に、為換座に期待された役割も同行に移行することになったのである。

それでは、明治政府の政策形成途上におけるこのような変動のなかで、三井はどのようにして自己の存続をはかったのであろうか。

為換座の設立を契機として、三井は政府の強い干渉・保護のもとで大巾な家政改革を実施する。第一国立銀行への国庫金出納の集中・統一が旧特権資本の抵抗によって妥協的に解決せられる経過については前稿⁽²⁾において明らかにしたが、この一連の家政改革では政府関係御用が営業の中心に据えられ、これを媒介とする新たな展開が試みられた。それ

はいわば政商資本として明治政府の支配機構の一角に自らを位置づけるための措置であった。

明治政府の金融政策が、三井の企業集団のなかに「為換座」という新たな機関を生み出したことによって触発された三井の動揺・変質の過程を、具体的な事実関係に則して明らかにすることが本稿の目的である。

(1) 拙稿「政商保護政策の成立」(『三井文庫論叢』創刊号) 参照。

(2) 拙稿「国立銀行制度の成立と府県為替方」(『三井文庫論叢』第二号)。

一 三井家における明治三年の改革

一 昨年来乍恐朝政御一新ニ付、諸国一般種々御改革被為仰出、追々御布告之御趣一同承知之事ニ候、就右ハ三都呉服店筋始、糸店・間之町店とも売高大減少ニおよび、其上諸色未曾之高直ニ付、雑用負ニテ季々勘定難相立、尤両替店筋ニおおもても右御変革ニ付而ハ前々貸方取組先々返済方相滞、実以不容易形勢ニ立至り候ニ付、宅々店々迎も時節ニ随ひ大改革相建不申而ハ所詮相統難及、心痛千万此事ニ候

明治三年六月三井が部内に向けて発した「改正申渡寛」は右の条文で始まる。⁽¹⁾

幕末の政情が最終的局面を迎えた慶応四年の時点で三井は討幕派加担の旗幟を鮮明にしたが、この時すでに三井家の営業は極度の危機的状況に陥っていた。江戸時代の三井家がよってたった呉服業・両替業の二つの営業部門は幕末期以来いづれも不振を続け、あまつさえ相次ぐ御用金の徴募に遇って、さしもの三井の金櫃もほとんど底をつくありきまであったことは夙に指摘されている。三井家のこの経営的危機が、なによりも幕藩体制の構造的変化によってもたらされた、三井家の営業が依拠する蓄積基盤の変動によることは贅言するまでもない。「改正申渡寛」の前文には、この危機が両営業部門の全般に及んでいることが述べられている。

しかも他面では、このような状況の急激な変化に対応しえない、大元方制度を基軸とする三井家の経営組織全般にわ

たる硬直化の現象が認められる。

三井家の大元方制度は、営業と家制とを一元的に統轄し、巨大な貨幣財産の統一的運用をはかるための機関とされている。本店一卷・両替店一卷に組織された個々の営業店は、大元方から元建金や繰替金の融通を受け、これにたいする利益配当金として功納金抛出の義務を負っていた。さらに大元方は各営業店の経営・人事についての決定権を保有しているなど、三井家傘下の各営業店は一応は独立した経営を維持しながらも、大元方の規制から自由ではありえなかった。

しかし、幕末期にいたるに及んで、大元方が果すべき各営業店への資金供給の機能は著しく低下した。そしてこれとともに大元方の各店にたいする統制力も減退するにいたっていることは、慶応期に江戸本店が引きうけた幕府御用について、横浜店での巨額の不良貸付が表面化して問題が生ずるにいたるまで京都の大元方がほとんど関知していなかった事実にもしめされている。慶応期の江戸本店にみられるこの動きは、営業資金の枯渇を幕府との結合による公金導入によって打開しようとしたもので、いわば三井家の営業が依拠する蓄積基盤の動揺に対処する新たな試みの一つであった。しかし、このような傘下営業店の独自の動きにたいして、京都の大元方が何らの制肘をも加えず、むしろその事実すらほとんど知りえなかったという状況に注目する必要がある。したがって、この面からも三井家の巨大な貨幣財産の管理機関として各店を統轄しうる大元方制度の根本的な検討が要請されるにいたった。こうして、新たな状況の変化に順応しうる自己の体制的転換をはかるための経営組織の再編成を意図した明治初年の三井家の家政改革が進展する。明治三年六月の「改正申渡覧」はその初発に位置するものである。これより以後、明治初年の三井家の家政改革は、九年七月における三井銀行の開業、ならびに同年八月三井銀行・旧三井組大元方・三井家同族三者間で行なわれた盟約書⁽²⁾の締結をもって一応の帰結とすると考えられるが、この過程で旧来の三井家とその営業のあり方は、大きく変貌を遂

げるにいたった。もとよりこの改革においては、克服すべき危機が蓄積基盤そのものの変動に起因している以上、改革は単なる機構上の改変にとどまりうるものではない。そこでの課題は、新たな経済発展の成果を如何にして把握するか、であり、したがってその成果の収奪をより確実にするための機構の再編成が意図されたのであった。

(1) 「改正規則書」三井文庫所蔵史料 本二一九、『稿本三井家史料』高福 一五七四ページ。

(2) 三井文庫所蔵史料 本二一八九、『稿本三井家史料』高福 二一八九ページ。

明治三年六月の「改正申渡覚」は、明治期になってから最初の三井家の家政改革案とされている。⁽¹⁾この申渡が行なわれた経緯は詳らかではないが、明治三年春京都において元方同苗および三都にある営業店の幹部を招集して開催された重役会議での評議の結果とみられる。この評議の過程では、吹田四郎兵衛、斎藤専蔵、三野村利左衛門が重要な役割を演じたと思われる。

安岡重明氏は、この「改正申渡覚」について、「この改正規則の基本的な方向は、大元方と各営業店・同苗・別宅・手代との関係を整理し、それぞれの権限と責任を明確にし、――中略――別の表現をすれば、この改正は、各営業店に厳格な規制を加えつつその活動を促進し、それと同時に各営業店の事業の齟齬から、大元方を保護する方向を実現しようとしている」とし、これが明治初年における三井家の家政改革の基本的路線を打ち出したもの、との評価を与えられている。⁽²⁾したがって安岡氏は明治三年の改革は明治七年の改革の先駆をなし、後者は三年のこの改革を精密化したにすぎない、との理解を示している。明治前期の三井家の家政改革の裡に同族の有限責任制の確立をみようとする安岡氏の観点からすれば、大元方資産の保全という点では両者は同様の表現をとっている。しかし、この間の動きは決してストレートなものではなく、むしろ両者における「大元方」には非常に大きな原理的な違いがあることは、行論の中で明らかとなるであろう。それでは、明治三年六月の「改正申渡覚」はどのような改革の方針を提示しているのであろうか。

申渡は全文四七条からなり、内容は多岐にわたるが、これらは(一)大元方の機能にかんする規定、(二)営業店機構の改変、(三)同苗、別宅、手代等にかんするもの、に大別される。さしあたりここでのわれわれの観点は、危機的状況への対応を迫られた三井が、蓄積基盤の変動にいかに対処しようとしたか、そしてまた、それにもなって営業店と大元方の関係が、どのように再編成されようとしていたかを明らかにすることにある。したがって、以下では主として(一)、(二)について検討することにした。

「改正申渡覧」でまず注目されるのは、営業店機構の改変である。すなわち不振を続ける三井家の商品取扱部門にたいする大巾な整理と、新たな利潤抽出の可能性が認められる部門への積極的進出の方針が提示されている。

まず、本店筋については三都とも本店筋の名目を廃して以後呉服店と改称、「都而売店之気配ニ相叶候様可致」とされた。経営が不振であった京都の間之町店と糸店は合併された。また同じく京都にある上之店、勘定場についても西京呉服店に合併する可能性があることを述べ、「夫々目的を以規則相建出願之趣難黙止相聞得候ニ付、先三ヶ年之間願之通聞届候」としている。すでに明治元年には江戸芝口店が廃止されており、次いで向店も三年六月には閉鎖されるにいたった。これらはいずれも三井における商品取扱部門ともいへべき営業店であり、これら不振部門にたいする整理・統合が急速に進められていることをしめしている。

しかし、この整理は商品取扱部門の全般にわたるものではない。むしろある部門にたいしては積極的進出の方針が打ち出されていることに注目したい。その一つは東京糸店を大元方の直轄としたことにも現われている。東京糸店はもともと本店筋の江戸糸見世として発足したものであるが、明治二年春の名目改では本店の連店に昇格していた。この三年の申渡によって東京糸店は、「益店工面宜」ため「評議之上尚亦格別之訳ヲ以、大元方付糸店と相改、尤店順之儀ハ東京鉄砲洲并横浜御用所之次席」に位置づけられたのである。

東京糸店への積極策の背景には、御用所・両替店との連携によって行なわれた横浜売込店再開の動きがあった。この三年六月改革では「横浜之儀ハ当時ニ至り候てハ家督之第一ニも可相成哉之見込」とされ、いわば開港場を中心として形成された新たな流通機構への積極的進出が意図された。しかもこの志向は、神戸にたいしてもしめされている。

一 神戸表江不遠内開店いたし候、付而ハ右店当分之処横浜店出張所名目にて小体ニ取賄、且元備金も致し置可申事
但元備操出し方之儀ハ於大元方厚配可致事

このように商品取扱部門の再編成は、三井家の営業が依拠した旧来の商品流通から、開港場を中心として形成された新たな商品流通機構への転換・移行として行なわれたことを意味している。したがって、三井部内における各営業店の位置づけも自ずと変化せざるをえない。三年六月の改革ではこのような再編成を反映して新たな「店々順席」が規定された。

呉服店筋	一
両替店筋	二
御用所筋	三
但鉄砲州	
横 浜	
神 戸	
東京糸店	四
松坂店	五

すなわち「本店一卷・両替店一卷・松坂店」の三本立てであった旧来の営業店構成に、あらたに大元方直轄の営業部門としての御用所筋・東京糸店が加えられ、このような構成に変更されたのである。本店の名称廃止の反面としての御用所・東京糸店の独立は、これを三井家のあらたな蓄積基盤にしようとする三年六月改革の意図をしめすものである。

しかもここには「右之通ニハ候得共、当年秋季ハ店々功納別丹誠、大元方備積之金高三ヶ年目毎ニ及勘定、金高相助候店ハ上席ニ可申渡候間、格段之働相頭れ候様尽力在之度事」と、ランクを業績に応じて流動させる方針が述べられていることに注意しておきたい。

(1) 安岡重明「日本における財閥の原型」(『社会科学』第一卷第三・四号)一〇五ページ。

(2) 同右 一一四ページ。

(3) 『稿本三井家史料』高福 一四三二ページ。

(4) 「廻文之控帳」三井文庫所蔵史料 別一〇二二、『稿本三井家史料』高福 一五八七ページ。

さて、明治三年六月の改革は、幕末期以来廃絶同様であった大元方を再興せるもの、とされているが、申渡の中で大元方はどのように考慮されているであろうか。ここでは、同苗・別宅等との関係についてはしばらく措き、前項で述べた営業店機構の再編成との関連に限定してみよう。

大元方の収入は、幕末期においてはそのほとんどを営業店からの功納に依存している。この功納は、大元方の投融資にたいする利益配当金としての性格を持つが、大元方の資金供給機能の低下、あるいは営業店の経営内容の悪化などにより利益金の吸収に多くを期待しえない状況にあったため、むしろここでは大元方資産の保全に留意されていることが注目される。申渡では次のごとく述べている。

一今般改正大元方相建候ニ付、諸御役所向御用筋諸藩御用等之儀ハ都而御用所・両替店ニ而相勤可申ハ当然之儀、万一往々心得違ニ而大元方又ハ自宅ニテ取扱申間敷事(第二條)

一東京・大坂大元方之儀ハ両替店ニテ取扱可申事(第一二條)

一向後三年勘定褒美銀相廢し、改半季毎目録尻之内式割通り其店江配当可致事

一但割方之儀ハ店々重役相談之上取計可申事(第二〇條)

一別丹誠物之儀ハ半季每多少出来高之式割方配当、其店々ニテ可致所置、且残り半高ハ大元方江相納、跡半高ハ其店江積置可申事

但配当分割之内宅割ハ別宅共、残り宅割ハ支配已下江可致配当之事（第二一条）

一御用金筋被仰出候ハ、三都店々助ケ合、平均ニ割合差出可申、以後ハ大元方にて一切請不申、自然其店ニ寄一時差支候ハ、相当之利足を以大元方ニ繰替可申事（第四二条）

一於店々万一目的違ニテ案外之損毛有之間舖も難計、尤其店限りニテ清算相成候程之儀ニ候ハ、格別之沙汰ニも不及、既横浜店ニテ前事之辺も有之候間、已来金高損毛出来、其店ニテ所置不能向ニ至り候ハ、携候別宅始掛り役之者家財所持之品不残取揚ケ速ニ壳払入金為致候、其上ニも嚴重之所置可申付候、同苗共も其店出動中出来候筋ニ候ハ、手代ニ準し急度可申渡事（第四三条）

一店々取締向或ハ時々改正之仕法、其店限り重役共申合、無抜目心配可致事（第四四条）

一宅々店々規則變革ニ相成候而ハ、方今之時節時宜ニ寄美事有之候ハ、速ニ改正可致、聊無遠慮見込之次第大元方江可申出事（第四五条）

右の規定からみる限りでは、各營業店にたいする大元方の統轄の機能は必ずしも強化されていない。むしろ各店の自立性を強め、大元方は各店の経営上の破綻から責任を回避しようとする意図があらわれていることに注目すべきであろう。ここでの大元方は、依然として幕末期以来の機能低下⇨弱体化の方向を示しているのである。

二 為換座三井組の成立

1 新貨幣為替方と三井金券銀行構想

明治三年六月の「改正申渡覚」が提示した改革の方針には、三井が新しい蓄積の可能性を模索している姿を認めることができる。しかし、ここにもられる方向は、いまだ従来の家制のあり方を脱却するものではなく、むしろその部分的な修正にとどまっていた。しかしそれから間もなく、明治四年後半にいたって、根本的改革をせまられるあらたな動きが明治政府の側から打ち出されて来た。それは新貨幣の発行にとまらぬ為換座の創設である。為換座の創設は井上財政の金融政策の一環をなすものとして行なわれたが、三井はこれを重要な契機として大元方制度の根本的な改革を試み

る。以下ではまず、為換座三井組の創設にいたる事情を検討し、その意味するところを明かにしたい。

明治四年五月政府は「新貨条例」を公布し、金本位制にもとづく新貨幣の発行にふみきった。同年六月三井は大蔵省から新貨幣御用為替方の事務取扱を命ぜられるが、これは新貨条例と同時に公布された「造幣規則」によって、新旧貨幣の交換事務と鑄貨原料となる地金銀の回収とを併せ行なうべきものとされていた。しかも、すでに多くの論者が闡明しているごとく、新貨幣為替方が三井に命じられたとき、この辞令とともに交付された「廉書」には次のようにこれが将来銀行に發展すべきことが期待されていたのである。⁽¹⁾

廉書

地金請取済之者工新貨幣渡方并各港ニ於テ地金請取造幣寮工回シ方之儀、造幣規則ニ従ヒ時々造幣寮工承リ合取扱可申事

右請取渡勘定ハ簿冊ニ通宛仕立置、明亮ニ決算いたし、其都度簿冊差出可申事

新旧貨幣兌換之儀ハ人々之望ニ応シ御布告面ニ照準いたし取扱可申事

総テ貨幣交替流通之便ヲ資クル為メ、東京其外之地ニ於テ真成之銀行成立候様心掛、尽力可致事

このように新貨幣為替方は地金回収と新旧貨幣の交換事務とを取り扱うだけでなく、同時に三井にたいする「銀行」設立の勸奨をも含むものであり、これがわが国の銀行制度の創設と不可分な関係において行なわれていることをしめしている。それではこの段階で考えられている「真成之銀行」とはいかなるものであったろうか。筆者は本誌前号所載の小論⁽³⁾において明治初年のいわゆる銀行論争の経過を検討し、大蔵省の銀行構想が形成される過程を明らかにした際、これについても触れるところがあったが、本稿と関連する限りでもう一度取りあげてみたい。

わが国の銀行制度が創設される際、これをめぐって二つの異なった構想があった。すなわち、銀行制度調査のため米國に派遣された伊藤博文（当時大蔵少輔）は、明治三年末該地から米國流の分散的発券銀行設立案を提唱⁽⁴⁾するが、これは別個に国内においては大隈重信・井上馨らによって正金兌換の中央発券銀行の設立計画が進められていたのである。

伊藤案によれば、国債 \equiv 金札引換公債証書を発行して不換紙幣を回収し、銀行はこの国債を抵当として政府から下付された銀行券を発行するという。いうまでもなくこれは米国のナショナル・バンク制度が南北戦争後のインフレーションの終熄に有効な手段であったことに倣ったものであり、そこには増発を重ねた不換紙幣の整理が強く意識されていた。これにたいして井上らの銀行構想は、明治四年一月二日付大隈・井上連名の伊藤宛書簡にみられる「バンク・オブ・ジャパン」の構想を原型とし、英国より新帰朝の吉田清成によって主張されたもので、英国のゴールド・バンクに範をとったものである。

井上らの構想は、まず新貨幣発行問題に随伴して提起され、とくに政府の財政的要請から発していることが注目される。

すでに明治二年、明治政府は金札価値を維持するためにその発行額を三二五〇万円に制限し、これと並行して新貨幣発行の方針を定めて明治五年以後新貨幣をもって金札と交換することを明らかにしていた。しかし、金札の流通期限を目前にして新貨幣の発行が具体的日程にのぼったとき、新貨幣の製造能力に限度があり、これをもって金札と交換することはほとんど不可能となった。しかも金札の発行制限によって政府財政に加えられた制約は大きく、ここに再び不換紙幣濫発の轍を踏むことなく、財政の窮乏を糊塗しうる新紙幣の発行が要請されるにいたったのである。

大隈・井上の書簡では、五年間正金引きかえのない新紙幣によって五千万円にのぼる在来楮幣 \equiv 金札を引きかえようとする方策に「必然此新楮未タ見慣レサルノ一難ト新金ヲ好ムノ一事に就テ低価ハ必セリ、且五ヶ年後引換モアレトモ人民夫レハ信用難致」と異論を唱え、新紙幣を新貨幣兌換とすることを主張している。まず金札の整理に関しては、当年中に額面一両以上の金札をのこらず千両以上の国債にかえて、官職や無税地への課税のほか新税をおこすことによつて二〇年ほどで償却を図る方針を提示する。また二分以下の小額の金札は、五〇銭以下の新紙幣と交換することによつ

て「人民モ小通用為便宜、異論モ少ク、却テ在来楮幣モ速ニ内地ヲ引揚ルノ策容易ナランカ」としている。一方、一円以上の新紙幣は、「三井ノ如ク大家ニバンクヲフジヤツパントナシ、又政府ヨリモ利足ヲ安ク貸下」げ、新貨幣兌換として発行させる。そしてこれに二分以下の金札の新紙幣との交換をも委託すれば「新貨并小楮幣流通モ宜敷、人民ノ益アリ、政府モ新楮幣に付苦慮モ少カラシ」というのである。そして「新楮一円已上ノ分ハ、バンクノ元金ニ從テ漸々多クスル時ハ誠ニ堅固ニシテ、新楮幣ノ威權モ自ラ備リ、信用モ克ナル時ハ仮令ハ六万両ノ元金備置ケハ十萬兩ノ遣出シアリ、此往鉄道其他新築ノ事件実ニ多シ、政府モ自ラ融通ヲ得テ可然歟」と記している。

ここにしめされた大隈・井上らの構想は、新紙幣の発行を金札の銷却とはひとまず別個のものとし、三井など維新政府と密接な関係にあった巨大特権商人に強く依存することによって新たな信用体系を生み出そうとするところに特色がある。そしてこの構想は、伊藤によって「全国民力に因て進退するの遠謀無之、政府丈之會計を謀り、人民の興廢には関係せざる之策」と批判されたごとく、紙幣発行を当面する財政窮乏の打開策たらしめようとする期待から発していたことも注目されねばならない。

いわゆる「銀行論争」は、これら両案をめぐって論議されたものであるが、この論争が熾烈になるのは四年八月末から九月上旬にかけてであり、このころすでに伊藤案とは別に大隈・井上らによって吉田案にそった銀行創設の計画が具体化されつつあった。そして、その具体化が三井にたいする新貨幣為替方任命として進められていたのである。

(1) 三井文庫所蔵史料 本七二〇、『三井銀行八十年史』五三ページ。

(2) 前掲書 五三ページ。

(3) 拙稿「国立銀行制度の成立と府県為替方」(『三井文庫論叢』第二号所収)。

(4) 『伊藤博文伝』上巻 五二〇ページ以下。

(5) 『大隈重信関係文書』第一巻 二五三ページ。

新貨幣為替方を命じられた三井側では、ただちにこれについての準備に着手した。新貨幣の発行事務を処理するため、に下阪する伊藤博文に三井次郎右衛門と斎藤專造らが随行して、大阪および神戸における取扱所¹⁾「為換座」の新設にあたった。七月五日には新貨幣の見本五組が東京、大阪、西京、横浜、神戸の分として三井側に交付されている。次郎右衛門らの下阪とともに式分判一一万両が大阪へ送られて大阪出納寮に納付されたが、この代りとして七月一三日東京送り分三万円、次いで二三日五万円の新貨幣が渡されて交換に備えられた。三井側は七月一七日大阪高麗橋三丁目三井元之助宅（大阪両替店内）に「大蔵省御用 新貨幣鑄造取扱所」の表札を掲げ、八月二日開座式が行なわれている。¹⁾ 新舊貨幣の交換は七月二四日から一両一円の比率をもって開始された。

為換座は東京、大阪、西京、横浜、神戸の五か所に設けられた。七月二九日には大元方臨時寄会が行なわれ、五ヶ所の為換座開設にともなう人事異動が発令されている。²⁾ 東京為換座は御用所のある海運橋に置かれ、業務は両替店と御用所が共同であたった。ここには元通商司跡および開商会社拝借地の払下げを受けて、西洋造り五層の新館建築が進行していた。京都為換座は西京両替店の一部に設けられ、一月一日開座式が行なわれた。³⁾ なお大阪為換座は同年九月高麗橋一丁目に移転している。

このようにして、新貨幣の発行にともなう為換座の準備を整える一方で、三井は明治四年七月、新貨幣銀行創立の願書が大蔵省にあてて提出した。これは云うまでもなく「廉書」によって指令された「真成之銀行」の具体化を意図したものである。願書は次のごときものである。⁴⁾

上 新貨幣銀行願書

御一新以来追々西洋諸州之規例を御參酌被為在、財政之要務漸々御更張相成、隨而物貨流通之方法をも御世話被為在候義ハ美ニ難有次第之御義奉存候、就而愚考仕候に、其国之昌盛は人之勉強に帰し候事にて、国民各能其職業に勉力いたし、次第二分業之効用相立候ハは、自分物産増殖いたし、商売繁盛ニ成行候ハ申迄も無之理にして、能此理を拡充して其要旨を達せしむるハ第一貨幣通用之便

利なるニ有之候事と奉存候、方今新貨幣御発行之公布も被為在、通宝之真理瞭明ニ御諭告相成、旧來之染習御一洗之機會ニ際し、私共一同右為換座御用被仰付候義ハ誠以感佩之至奉存候、乍去再三臆度仕候処、現今御国商民共は唯眼前之細利に拘泥いたし、共同之公益に着眼不仕より、偶会社等取設け候事も動もすれは相欺妄するの弊害而已にて、到底真実之營業致し兼、或ハ交通之道を妨げ、貿易上抔別て時々多少之損耗有之、自然一般之流融を塞き候場合ニ立至り候ハ偏ニ概欺之至ニ奉存候、幸に斯之陸盛之運ニ會し、百事御奉行之今日に至り、独り商民知識之開明せざるより陸渥之鴻恩にも奉報答兼の義は如何にも憤恨之次第ニ付、此度同苗中申合、東京府下及各開港場に於て銀行開業仕、追々歐羅巴及米利堅等成熟之良法を斟酌いたし、真成確實之營業仕、聊流通之便利を資候様仕度志願に御座候、就而ハ銀行必用之真貨兌換之証券を製造いたし、便宜發行候様仕度候間、何卒御允可被成下度、依而証券注文員數并發行手続、証券雛形等相添奉願上候以上

明治四年辛未七月 日

御為換座

三井惣頭

八郎右衛門名代

三野村利左衛門^⑧

大蔵省御中

右の出願は「御用為換座 三井惣頭八郎右衛門名代 三野村利左衛門」の名儀で行なわれた。しかしこの出願書は、付属の「証券發行手続概略」とともにいづれも渋沢栄一の起草になることが知られている^⑤。形式的には三井側から提出されてはいるが、実際には大蔵省側の意向に従ってこの計画が進められているのである。したがって、ここにみられる「銀行」の構想は大蔵省側の構想をそのまま具体化したものといえよう。伊藤博文が米国より帰着したのが明治四年五月九日、すなわち新貨条例が公布される前日であり、この間若干の文書によるやりとりがあったにしても、伊藤構想と井上らのそれとが平行線を進んでいたことはすでに述べたごとくである。伊藤の帰国後もしばらくの間、両者の構想をめぐる論議は表面にあらわれた限りでは行なわれていない。したがってここで具体化されようとしている「銀行」が、

さきの井上・吉田らの構想に沿うものとみてはば誤りない。

それでは、この「銀行」はどのような内容をもつものであったろうか。

願書および証券発行手続概略によれば、為換座三井組は三井家同苗の共同出資による準備金をもって総額一五〇万円ないし二〇〇万円を用途とする正金兌換の証券を発行する。この証券は「英國政府之銀行　バンク・オブ・イングランド之法ニ倣」って、「内地一般之諸税、公之上納物、其外借貸商売」に政府紙幣同様の流通力を持ち、発行に要する準備金額は発行高の七五％である。いうまでもなく、明治四年四月二日付伊藤宛大蔵省公書にみられる「西州普通之バンクノオト法ニ倣セシメ、往々紙幣真貨之別ナク互用之道相立」ることによって「紙幣之実理活法ヲ得」ようとする「真貨準備之会社」―中央発券銀行設立構想の実現をはかったものといえよう。為換座三井組の出願は七月二五日付大蔵省から太政官に提出され、同月二九日その認可を得た。大蔵省は八月二日三井組へこれを通告する一方、在米の中島信行にあてて三井金券の製造注文方を指令した。渋沢は、八月四日付で中島と吉田二郎に宛てた書簡の中で三井にたいする正金兌換証券発行の認可をめぐる動きを伝えて次のごとく記している。

幸い三井方、小生も頻ニ骨折世話いたし候処、大ニ氣込よろしく、是非店內戮力いたし、真実之バンク創立之見込相立、海運橋にて地所を払下け、凡三・四万円余之西洋兩替屋風之家屋出来いたし、大ニ銀行之事營業之自途にて、差向正金兌換証券製造之義願出候手続ニ相運ひ、実ニ好機會に候間、夫々論述速に政府之許可を蒙り、則此度別紙之通注文方面見へ申上候次第ニ相成候

このように、前述の三井にたいする「廉書」にある「真成之銀行成立候様心掛尽力可致事」との指令は、井上・渋沢ら大蔵省首脳の積極的な推進によって、ひとまず三井金券の発行として急速な具体化がはかられたのである。

ところで渋沢が、この書簡の中で「御承知之通、現今為替会社も有之候共、兎角真成之成行無覚束」と述べ、三井金券の発行―銀行設立がいわばこれに代りうるものとしていることは興味がある。ここでは「真成之成行無覚束」との為

替会社から、「真成之銀行」⁽¹²⁾ 三井金券銀行への移行が意図されているとみられよう。新貨幣の発行に先だつ明治三年閏一〇月一日付で大阪為換会社からは、通商司役所に宛てて次のごとく新旧貨幣交換の取扱⁽¹³⁾ 新貨幣為替方を命じられたき旨の出願があった。

以上奉願上候

今般御取建造幣於御寮追々新貨御製被為在候ニ付テハ是迄ノ通り用金御引上ケ新貨御引換可成遣候御趣意ト存奉候、何卒兼テ規則御座候通於為替会社ニ右引換御用被仰付度願上候、此段御採用可被成下候ハ、難有奉存候以上

為換会社

当番 広岡久右エ門

取締 榎谷助六

通商司御役所

大阪為替会社からは翌年三月山中善右衛門他六〇名の連印をもって同様の趣旨が重ねて出願されている。⁽¹³⁾ しかし新貨為換方が為替会社ではなく、また為替方三家にたいしてでもなく、三井のみに命じられたことはすでに明らかなどである。このことは新貨幣為替方を含めた「銀行」の創設が、これら既成の金融機関とは別個のものとして、いわば既成の諸機関を否定したところで構想されていることをしめしている。したがって、通商司政策が行き詰りをしめしたところで、これに代るものとして登場せしめられた為換座の役割は「新貨幣為替方」のみにとどまるものではありえなかった。

- (1) 大阪為換座三井組「造幣寮御用留」三井文庫所蔵史料 本三九〇。
- (2) 「元方状刺」三井文庫所蔵史料 別五五〇—乙。
- (3) 西京為換座三井組「御用留」三井文庫所蔵史料 本二七一。
- (4) 三井文庫所蔵史料 追一六二五／一、『三井銀行八十年史』五六ページ。

(5) 『洪沢栄一伝記資料』第三卷 二一九ページ参照。

(6) 『伊藤博文伝』上巻 五四五ページ。

(7) 『貨政考要』（明治前期財政経済史料集成）第一三卷所収）四二〇ページ。

(8) 「井上侯建議要項」三井文庫所蔵 W二一〇一、「日本金融史資料」明治大正篇 第四卷 一一一ページ。

(9) 三井文庫所蔵史料 追一六二五／一。

(10) 「井上侯関係文書」六 三井文庫所蔵 W四一六二〇。

(11) 同右、「紙幣寮関係史料」（『日本金融史資料』第四卷所収）一二九ページ。

(12) 「自明治元年 至明治十年 為換会社書類」三井文庫所蔵 W一六九、「日本金融史資料」第二卷 四一ページ。

(13) 同右、前掲書 第二卷 五一ページ。

三井の側にしても、新貨幣為替方の拜命と「銀行」創設の勧誘とを一連のものとして受けとめていた。三井は新貨幣為替方を命じられたことによって為換座なる新機関を設立するが、この為換座は新貨幣為替方の業務を取扱うにとどまらず、三井金券の発行を中心とする、いずれ「真成之銀行」に成長すべき準備機関としての性格を持ったのである。

新貨幣為替方が命じられた直後、大阪に出張した伊藤博文に随行して、大阪・神戸での新貨幣交換事務開始の準備にあたった三井次郎右衛門（高朗）は、明治四年七月一五日付の書簡で次のように記している。⁽¹⁾

今日麻田・中井、造幣寮江出動為致候処、表掛ケ札之儀御尋ニ付兼而出立前打合之通御用為換座三井組之儀申上候処、夫ニ而ハ新貨幣之処万民ニ難相分候間、別紙之通り之掛札ニ可致様伊藤様より被仰付候間、京・坂・神戸之処右様ニ致し候間、其地横浜之処も同様ニ相認替候方可然と存候間、早々相談之上相直し可被申候。尤何れも同様ニ無之而ハ不都合ニ候間、早々取計有之候様頼入候

（付箋）

大蔵省御用

新貨幣鑄造取扱所

三井組

右の書簡は、三野村らとのかねての打合わせに従って、新設の店舗の名称を「御用為換座三井組」としようとしたところ、伊藤から異論が出たことを述べている。しかし、これにたいして東京からは、次のように従来の方針通り行なうべく再度伊藤へ申し入れるよう求めているのである。²⁾

一掛ケ札之儀御申越致承知候、右為換座ノ札之儀ハ兼而御告布ニモ出有之儀ニ付、右札相掛不申而ハ却而迷ひ生し候庭も可有之付、依之左之通

御用為換座

三井組

大蔵省御用

新貨幣鑄造取扱所

右之通式枚ニ認相掛ケ候方宜敷哉ニ奉存候ニ付、当地之処ハ右様取計可申管ニ在之候間、右等之趣伊藤様へ御申上之上宜御取計可被下候

ことは掛け札、すなわち看板の字句にすぎない。ここでのちがいを過大に考えることは臆断の謗を免れまい。しかし、後に伊藤から提起される反論を考慮に入れるならば、ここにはすでに後の「論争」の伏線があらわれているとみられるのである。

三井側が「為換座三井組」の名称にこだわりをみせているのは、それがたんに新貨幣の交換事務を扱うだけでなく、いずれ「真成之銀行」となるべきものであるからである。三井側は、「廉書」の一節をもって銀行を創設すべき指令として受けとっている。したがってこの指令にもとずいて創設される為換座は、その内容が充実することによって自然に「銀行」に転化する。したがって、新貨幣為替方の拜命を橋頭堡として為換座を創設した三井は、まず第一の措置とし

て金券の発行を依頼したのであり、さきの願書がこれである。三井はこれを新設の為換座の名儀で提出していることに注目したい。したがって、新貨幣の交換業務に介入する「新貨幣鑄造取扱所」は、いわば為換座の一業務にすぎなくなるのである。このような観点から先に掲げた三井の提出した願書を見ると、ここでは銀行設立にたいする認可ではなく、金券発行の認可を求めたものであることが知られるであろう。三井の出願をうけた大蔵省の正院への伺書⁽³⁾にしても、あるいは出願にたいして与えた大蔵省の認可も、その対象は金券の発行についてであることに注目したい。このような、変則的ともみえる処理が行なわれているのも、この金券発行問題が大蔵省側の主として井上らのイニシャティブによって進められたからである。

これにたいして伊藤は、新貨幣が替方をたんに新貨幣の発行に付属するものとして考えていたと思われる。伊藤による銀行構想は、井上らによって進められている中央発券銀行とは異質のものであり、むしろこの構想にたいする最も厳しい批判者であった。伊藤においては、たとえ三井が正金兌換証券を発行するにしても、それは造幣能力の不足を補うための過渡的な手段でしかなかったのである。このような違いが、先の掛け札をめぐる問題にも表現されているとみられよう。三井にたいする金券発行の認可の指令は八月二日に三井側に通告されたが、この時伊藤ははまだ大阪にあり、この席には大久保利通（大蔵卿）・大隈重信（参議）・井上馨（大蔵大輔）・渋沢栄一（枢密権大史）が立会っていた。しかし、この決定に伊藤が必ずしも賛同せず、あるいはこれに異論を唱えるであろうことは、この時すでに予測されていたのであろう。認可の指令を受けた三野村は、この認可の指令に次の覚書を付している。⁽⁴⁾

一 此度新貨幣御製造御発行ニ付為換座被仰付依之銀行証券別紙之通り奉願上候処、願之通り御聞届ケニ相成、依而御上紙ヲ以御証印被下置候間、以後証抛之為大切ニ仕舞置可申候、此末証券之義ニ付、形勢ニ寄り何様之義出来候も難量候間、其節ハ別紙証抛ヲ持出シ申開き可致候事

宮中

大蔵省被仰渡之間ニおゐて

三井八郎右衛門総頭

名代 三野村利左衛門 印

右御呼出しニ付罷出御請申上候処左ニ

御立会

大久保様

大隈 様

伊藤様御義ハ大坂表江御

井上 様

出張中ニ付御出勤無之

洪沢 様

御用懸り 上山様ヲ被仰渡候

明治四年辛未八月二日

右被仰渡候ニ御請書

一此度銀行証券奉願上候処、夫々願之通御聞届ケニ相成、依之御上ケ紙を以て被仰付、依而難有御請奉申上候以上

為換座

三井総頭

八郎右衛門名代

三野村利左衛門

未八月二日

大蔵省御中

右之通差出し置候間為念記置

しかし、この後の事態は三野村らがあるいはと危惧した方向へ進んでいる。大阪から帰京した伊藤を迎えて、九月一日銀行設立問題を検討する大蔵省首脳の会談が行なわれ、席上伊藤から強硬な反論が提起された。いわゆる銀行論争といわれるものであるが、この結果為換座三井組による金券発行は、ひとまず中止されることになった。

しかし、金券発行の中止が、そのまま三井に与えられた「往々真成之銀行成立候様心掛尽力可致」との指令、すなわ

ち井上構想による為換座の「銀行」化をも否定するものではなかった。大蔵省は九月五日付の在米中島信行宛公書で三井の正金兌換証券の発行が中止になったことを報じ、さきの製造注文の取り消しを指令しているが、九月八日には三井八郎右衛門名代として三野村に出頭を命じ、大久保・井上・吉田清成・渋沢（大蔵大丞）等が列席して次の指示を与えている。

三井八郎右衛門

外同名一同

此度新貨幣御用為換座申付候ニ付てハ、諸会社等組合營業候付てハ為換座之方行届兼可申管候、追々区別相立、本業専務相成候様可致候事

辛未九月

大蔵省

此度銀行開展之儀申立も有之候、付てハ同名前を以商店ヲも營業候てハ銀行方專一ナラサル筋ニ候間、外商店之方ハ名前相改候様可致候事

辛未九月

大蔵省

大蔵省のこの指令は、銀行論争の結果為換座三井組による金券発行が中止になったとはいへ、依然為換座三井組が「真成之銀行」となることについての期待にかわりがないことを示している。しかも伊藤案採択に大勢が決した後、三井金券銀行にかわるものとして、急拠大蔵省正金兌換証券の発行が為換座三井組に委嘱される。すなわち大蔵省は九月二四日大蔵省兌換証券の発行を為換座三井組に委託することの稟議を正院に提出、翌日裁可を得て同月二八日には九か条からなる発行規則が交付された。

発行規則によれば証券発行の準備金は五〇%とするが、「追々新貨幣ニ改鑄交換スヘシト雖モ差向在来貨幣九割新貨幣割ヲ以定度」と定められ、発行高に従って時々大蔵省から三井組へ交付することになっている。政府は新貨幣の鑄造

能力の不足をこれによって補うことを目論んだのであるが、しかし、その主なる狙いはこれにとどまらない。大蔵省の正院議議によれば、この証券発行の主なる狙いは「既ニ古金銀預り手形発行ノ儀ハ頃日同済ノ上其手配ニ取掛リ候得氏、右ハ唯古金銀ノ価位ヲ保存セシムルニ関シ、現今ノ會計ニハ必要トモ難申、何分差向適宜ノ方法ヲ以一時ノ會計ヲ便利セシメ、将来ノ都合ヲモ相謀リ度」というのにあつた。⁽⁷⁾ 廃藩置県は実施されたとはいへ、中央政府の財政は極度の窮乏に陥っていた。したがって大蔵省は、政府所有の古金銀を準備金とし、これによって「借入金ヲ為サシテ會計ノ困難ヲ救済スルヲ得、他ノ一方ニ於テハ弍分金ノ売却ヲ行ハシテ之ヲ造幣地金ニ利用スルヲ得タ」とされている。⁽⁸⁾ 大蔵省兌換証券の発行に続いて一月には開拓使兌換証券が、大蔵省証券と同様の条件で三井組の名儀をもって発行されることになつた。これら二種の新貨兌換証券の発行は、その目的においてさきの三井にたいする金券発行計画の実質的な復活とみられよう。銀行論争の終結後伊藤案に沿つた国立銀行創設の準備が進められるが、その一方で為換座三井組は井上財政の金融政策と密接に結びついた政府の銀行としての性格を強めていったのである。

(1) 三井文庫所蔵史料 本七一八、『稿本三井家史料』高朗 四六六ページ。

(2) 同右、前掲書 四六四ページ。

(3) 「井上侯建議要項」(『日本金融史資料』第四卷所収) 一一一ページ。

(4) 三井文庫所蔵史料 追一六二五。大蔵省の認可指令は次の通りである。

書面願之趣聞届候、金券之儀ハ当省ヨリ米國滞留之官員江申達、同国おるて製造方為取計、成功到着之上相渡可遣候事

(5) 三井文庫所蔵史料 追一六二五/一一五。なおこの史料を収めた封書には、「明治四辛未年八月二日被仰渡 銀行証券願書 御上紙被仰渡候大切之書物入 三野村利左衛門」と記されてある。

(6) 三井文庫所蔵史料 本六二二。

(7) 「貨政考要」(『明治前期財政經濟史料集成』第一三卷所収) 一七八ページ。

(8) 同右 一八三ページ。

2 東京大元方の成立と呉服店分離

新貨幣為替方御用とそれに続く二種の正金兌換証券の発行に従事したことによって、三井は政府との関係をますます緊密ならしめるにいたった。そしてこのような政府関係事業の拡大にもなつて、これを營業の基軸に据えた組織の再編成が進められた。東京大元方の創設と呉服業部門の分離はその最も重要なものであった。

明治四年一〇月東京大元方を新設する規則書が制定されたが、ここではその意図を次のごとく述べている。¹⁾

一今般東京江大元方取建候趣意は、御一新以来追々御變革、当時大政官始被為移彼地江、既ニ今度造幣寮御用被仰付候ニ付而ハ万事御管轄之御場所ニテ旧幕府之通逸々京都江相談之上御請可仕抔と申上候様ニテハ至急之取計ニ忽差支、自然不都合之儀とも可有之哉と深奉恐入候ニ付、至極相談之上彼地江大元方取建可申候、決て京都大元方廢し候訳ニハ無之、根本一ツニして左右に枝あるかごとく、此上分れ役場相建候間、此旨篤と相心得取連無之様承知可致候、

この規則書では東西両大元方の管轄区域を定め、京都大元方は京都・大阪・神戸・松阪の各店を、東京大元方は東京、横浜にある各店を管轄するものとし、これらの營業店の諸願向はそれぞれ両所へ提出することが規定されている。この規則面からみればかぎりでは京都・東京両大元方の関係は同等―並列的である。しかし、すでに京都にある大元方は、幕末期以来その機能を低下させ、実質的には三井家の營業全般にわたる統轄機関としての意味を失っていたといつてよい。これに反して新政府が樹立されてからの後の東京の政治的比重が急速に高まるにつれて三井部内においても東京の位置は次第に重要性を増していた。この規則書の制定後間もなく三井家の大元方同苗である高福・高喜・高朗・高潔らは連れ立って上京、彼らを迎えて明治五年一月一日東京海運橋兜町の為換座・御用所内に東京大元方役場が開設された。ここには西洋造り五層の新館建築が進行していた。落成の暁にはここに營業機関を集中して「真成之銀行」が発足するはずであった。こうして東京大元方は以後の三井の改革を主導する中枢機関として実質的な機能を發揮することに

なつたのである。

次いで明治五年四月、幕末期以来不振を続けていた呉服業部門の分離が行なわれた。

呉服業部門の分離は大蔵省側の強い要請に促されて行なわれた。すでに述べたごとく、明治四年九月一八日、大久保利通・井上馨らの大蔵省首脳は八郎右衛門名代として三野村に出頭を命じ、「此度銀行開展之儀見込申立も有之候、付て八同名前を以て外商店ヲモ営業候てハ銀行之方專一ナラサル筋ニ候間、外商店之方ハ名前相改候様可致」と指令している。⁽²⁾ 次いで翌年一月二五日には井上が大隈・渋沢らとともに三井側にたいして重ねて強硬な分離の勧告を行ない、諾否の即答を迫っている。⁽³⁾ 三井金券銀行設立の構想が挫折したとはいえ、三井をいずれ創設される銀行制度の中心に据えようとする大蔵省首脳の期待は変らない。むしろ造幣・証券発行等によって、三井は政府の銀行としての実質を備えつつあったといえよう。そして、そのためにも三井を貨幣取扱資本として純化させようとすることにこれらの勧告の狙いがあった。そしてこの背後には幕末期における本店・横浜店の不始末の例のごとく、呉服業部門の不振が累を「銀行」に及ぼすことへの懸念があったと思われる。

呉服業は云うまでもなく三井家の伝統的家業であった。しかしこれを分離することは、必ずしも他から強請されたことによるものではない。幕末期以来不振を重ねてきた呉服業部門の業績は、明治期に入ってからもさらに悪化を続け、「当時不勘定而已ニ多人数相掛り居候ハ実ニ何之功も無御座⁽⁴⁾」という状況に陥っていた。したがって明治三年六月の「改申渡覚」では「本店」の名目を廃して「呉服店」と改称し、店々順席では営業店の筆頭にランクされながらも、従来銀一〇〇〇貫文（内訳は功納高銀七〇〇貫文、別納同三〇〇貫文）であった大元方への功納高は明治三年秋季より三ヶ年銀五〇〇貫文に半減を認められている。⁽⁵⁾ そして「若自然店々改正筋ニ付見込之辺も有之相願候ハ、三ヶ年之間功納差免し候間、精々丹誠致し、他借之向為相済候上多少共別丹誠可致尽力事」とされていた。⁽⁶⁾ しかもこの功納金は明治三年秋

季に銀一二五貫文が上納されたにとどまり、次期よりは全額未納になっているのである。

こうした状況のなかで、明治四年一二月、呉服店内部からも次のような内容の改革のプランが提出されている。⁷⁾

(一) 西京呉服店・同上之店・同裂店の三店を廃止し、東京・大阪店へ合併する。西京呉服店の有代呂物、預り銀等は東京、大阪へ分割し、仕入方も両地から出張して行なう。

(二) 西京呉服店の大元方からの借入金は東京・大阪両店へ引き継ぎ、当分の間無利子として両店から年二〇〇両宛元金を返済する。両替店からの借入金も同様にして五〇〇両宛年賦返済する。

(三) 三都呉服店の塞り高は「規則相建候迄封印」し、丹誠をもって取りたてた分は延銀の内へ繰り入れる。

(四) 東京・大阪両店の延銀の配分は、二〇%を「京都店御名目備として元建預置」、二〇%を手代方へ配当し、六〇%を大元方納とする。但大元方の分は三か年の間東京・大阪両店にて拝借する。

江戸時代における三井の呉服業部門の営業の主体は、京都で西陣の製品を仕入れ、これを江戸・大阪で販売することであった。呉服店は染織加工業者への前貸金貸付による廉価仕入れによって有利な売買益を維持し、幕末期においても五〇%前後の売買差益があったとされている。⁸⁾しかし西陣機業の衰退とともに京都の呉服店は仕入店としての機能を喪失し、その結果西京呉服店の閉鎖が考慮されるにいたったのである。したがって京都店を中心にして三都をつなぐ呉服店の営業のあり方も大きく変質せざるをえない。東京においては東京・横浜両御用所と連携して東京呉服店によって横浜売込店が再開する運びとなり、横浜貿易への積極的進出が試みられている。また大阪呉服店においても同様の動きがみられる。例えば、一見奇異とも思えるような石炭取扱が、前掲の改革プランと平行して大元方に提出されている。即ち明治四年一〇月旧唐津・厳原両藩の「石炭売支配」についての議定書が結ばれて大元方の承認を得ており、また翌年一月には佐賀唐津出張所より「唐津・厳原両旧藩仕組之諸礦山共引請、更ニ工部省江請負稼願可相立事」との指令

を受けている。⁽⁹⁾これらは、いずれも呉服店が従来の営業のあり方を大きく変更せざるをえなくなっていることを示すものである。したがって江戸・上方間の為替送金法にみられたごとき両替・呉服両部門間の有機的な結合も、すでに重要性が失なわれていたといえよう。⁽¹⁰⁾しかも為換座の創設によって、政府御用にともなう資金需要の増大は、必然的に呉服店部門にたいする巨額の投融資の負担を軽減することを要請した。こうして三井は「当分専務ハ実ニバンクニ止リ可申」⁽¹¹⁾との認識にたつて、大蔵省の勧告に従つて呉服業部門の分離を行なつた。すなわち呉服店筋・糸店・紅店・売込店を三越家に譲渡し、「親類三越持として屋号其儘、暖廉印之儀ハ井桁三文字を除ク之外何印ニても相用ひ、苗字三越等為相名乗、表向三井家相放し」、「親類之廉ニテ無余儀世話可致之趣意、内法ニ向後商業取統」⁽¹²⁾けさせることにしたのである。

分離の実情は「表は離れ、内輪は離れず」とされている。しかし表面的であつたにしろ伝統的家業である呉服業部門の分離がさしたる抵抗もなしに実現しえたことは、すでに三井部内においても呉服業部門を分離せざるをえない条件がすでに成熟していることを示している。呉服店の分離は大蔵省首脳の意向に沿うものであつたとともに、三井が「真成之銀行」へ進むための不可欠の手段でもあつた。

- (1) 「規則」三井文庫所蔵史料 本二二九、『稿本三井家史料』高福 一七二八ページ。
- (2) 明治四年九月一九日付東京元方より京都大元方宛内番状 三井文庫所蔵史料 本六二二。
- (3) 「内番書刺」三井文庫所蔵史料 本六二四、『稿本三井家史料』高福 一七七二ページ。
- (4) 同右、『稿本三井家史料』高福 一七七三ページ。
- (5)(6) 「大元方收納調書」三井文庫所蔵史料 本二二四。
- (7) 「呉服店改正伺願書」三井文庫所蔵史料 追八七一／三。
- (8) 『三井銀行八十年史』二五ページ。
- (9) 三井文庫所蔵史料 追八七一／四・六。

(10) 『三井銀行八十年史』一三ページ。

(11)(12) 「内番書刺」三井文庫所蔵史料 本六二四、『稿本三井家史料』高福 一七七四ページ。

3 為換座三井組の成立

呉服業部門を分離した三井は、以後為換座による政府関係業務を基軸に据えた組織の再編成を急速に推し進める。明治五年四月東京大元方からは次の申渡しが発せられた。⁽¹⁾

申渡

一 今般為換座被仰付候ニ付てハ、改正不致而ハ難相成、且ハ御内沙汰之辺も有之候ニ付、商店之向ハ此方ヲ離レ三越家相統申付候条、此旨相心得可申事

一 当家店々之儀ハ何レも御用相動居候事故弥上ニも手堅不致而ハ難相成候ニ付、急度改正可申渡儀も有之、連々及沙汰候条一同申合、精勤尽力可致事

一 今般商店廢止候ニ付而ハ、御用方筋一向ニ而相統可致儀ニ付、一同其心得ヲ以尽力精勤可致事

壬申四月

八郎右衛門

三郎助

次郎右衛門

元之助

源右衛門

篤二郎

東京

別宅一同江

そして、この申渡しと同時に「内意」として両替店と御用所とを合併させて、営業店機構を一元化する方針が打ち出されてゐる。⁽²⁾

一 両替店御用所之儀ハ重キ御用向廉々相動居候儀ニ付、蓋手堅大切ニ相動、諸事重役とも談合、聊一己之取計無之様相心得可申候。

当今之形成ニ付、家事改正追々可申渡候得とも、差当り急務ハ双方備方不致而ハ規則難相建候ニ付、両替店御用所とも大元方江一

ト先引纏、改て合併之規則相建可申候間、万事無隔意逐熟談、此上ニも尽力勉勵可致事

一 御用方、為換座、貸附方、其外役場建方追々可申談候間、重役共熟談之上不都合無之様厚心掛ケ可申事

両替店・御用所の業務は相互に抵触するところが多い。両者は、為換座の開設にともなう業務の多様化によって、より一層錯雑した関係にあった。したがって、両替店、御用所ら従来の諸機関を「為換座」の名目のもとに一体化し、これを東京大元方の統制下に編成することがその狙いであった。東京大元方の「評議帳」によれば、明治五年三月五日の条に御用所と両替店の合併が議せられ、「両替店・御用所合併ニ付、三月晦日迄帳合向其外金庫とも請渡いたし、四月朔日より御用所より両替店へ引越、合併治定之事」と記されている。この条は抹消されており、この時には見送られているが、呉服店を分離したことによって組織の単一化は急速に推進された。東京においては海運橋兜町に新築した「ハウス」に駿河町にある両替店を移し、ここを営業の中心とする方針が定められたが、第一国立銀行の設立にともなう大蔵省首脳はこの新館を同行へ委譲することを強請、そのため三井側では駿河町両替店続きの旧呉服店跡へ新館を建設、明治五年一月ここへ東京大元方とともに御用所を移転、統合することにした。東京両替店は明治五年一月二十九日現在の決算をもって東京御用所に合併されている。一方大阪においても為換座と両替店の合併が進められ、五年一〇月「証券・預り券引替井地金銀納方之扱而已ニ而其他諸用向不残両替店江引移し可申事」と指令されている。そしてこの一〇月大阪に元方役場が新設された。大阪は西京、神戸、下ノ関、和歌山、敦賀の五店を管轄し、東京は横浜、松阪、静岡、函館、新潟、木更津、新治等七店を管轄区域と定められた。

このような営業店機構の単一化は役名等の使用人組織の面にも反映されている。この時期、三井においては機構の変動にともなう、数次にわたって頻繁に役名の改正規則が発せられ、また人事異動が行なわれている。ここでは「店々

之内人撰ヲ以役柄願出候儀ハ勿論候得共、中ニハ儀理合之人撰も可在之趣ニも相聞、以之外之事ニ候間、向後願出候共尚又主人ニ而撰挙之上可申渡⁽⁸⁾、あるいは「向後名目役人順席年限ニ不拘人撰を以引拔、役柄可申渡候間、銘々無油斷実意を以可致尽力⁽⁹⁾」と、実力主義による登用が強調されている。こうした改正の過程を通じて従来の使用人制度は次第に変質が加えられていることが推測されよう。役名の改正は機構面での変動を反映する。明治四年九月制定された「名目役改正規則」では、大元方、為替座詰、呉服店、両替店、御用所、東京糸店、松坂店、連店の順序で構成されている⁽¹⁰⁾。すなわち為換座詰が筆頭に入ってこれに明治三年六月「申渡」における「店々順席」の規定に従って各店が続いている。しかし、明治五年四月の規定では、「大元方」に次いで東京・大阪・京都・横浜・神戸・松坂・函館の順序をもって構成されている。すなわち従来の営業店別の構成が、ここではすでに各営業店を単一化した上での地域別構成に変化していることが認められるのである。そしてこのような組織の再編成を背景にして、「大元方規則」をはじめとする諸規則の制定が行なわれた。

(1)(2) 東京大元方「申渡書之控」三井文庫所蔵史料 別一八四八、『稿本三井家史料』高福 一七九四―一六ページ。

(3) 三井文庫所蔵史料 統二一四九。

(4) 東京大元方の「京都番状留」には、この間の事情を次の如く記している。

一兼而承知被申候通り、海運橋地所内新造西洋普請出来ニ付、両替店・御用所引移、合併備相建可申之処、国立銀行右場所ニおるて創立可致様井上様、渋沢様方度々御沙汰有之候ニ付、再応御断申上候得共、国之為、我ケ為銀行相開候義ニ付、是非とも右場所ニ而開業懸引可致様、段々御説得有之、不得止事御請申上候、依之御用所近々両替店江引移、合併之備相建可申積リニ候、然ル所何分ニモ間狭ニ而備方難行届候間、是迄之呉服店之跡両替店続キ江西洋普請為致候積リニ有之候」（三井文庫所蔵史料 本六八四、『稿本三井家史料』高福 五一―五二ページ）。

管見では、「為換座」が駿河町に移転したとの記述はみられない。これは後述するごとく第一国立銀行の創立が「真成之銀行」となるべき「為換座」の三井組に小野組を合併させることによって行なわれたからであると考えられる。なお本稿一一六―

ジ以下を参照。

(5) 東京両替店「合併ニ付有高仕訳書」三井文庫所蔵史料 別二〇七三。

(6)(7) 東京大元方「評議帳」三井文庫所蔵史料 統二一四九。

(8) 明治四年九月「名目役改正規則」三井文庫所蔵史料 本一六七九、『稿本三井家史料』高福 一六八七ページ。

(9)(12) 明治五年四月「役替規則」三井文庫所蔵史料 本一二四四、『稿本三井家史料』高福 一八〇〇ページ。

(10) 三井文庫所蔵史料 本一六七九、『稿本三井家史料』高福 一六八六ページ。

(11) 「改正規則書」三井文庫所蔵史料 本二二一九、『稿本三井家史料』高福 一五七八ページ。

明治五年四月に制定された「役替規則」とは⁽¹⁾ほぼ同時期に作成されたと思われる一連の規則書がある。三井文庫所蔵史料 本四七三に合綴されているものであるが、これは「大元方規則」、「内規則」、「店々改正規則書」、「役替規則」、「役替心得方規則」の五種からなり、いずれも年月を欠いた案文である。

このうちの「大元方規則」について、『稿本三井家史料』の編者は、「右大元方規則ハ日付ヲ欠キタル草案ナレドモ、其内容ニヨリテ明治四年ノモノタルコトヲ推断ス、但此規則ハ實際申渡ヲナシタルモノニアラザルベシ、少クトモ其五十年史⁽²⁾では、この規則書を新貨幣為替方の拜命当時、すなわち明治四年七月のものとして冒頭の部分を引用している⁽³⁾。

しかし、ここに合綴された諸規則類は、用紙・筆跡など形態を同じくし、また末尾にはいずれも別筆で同様の掲げ紙を付されていることから、これらは全体として一つの纏りをなすものとみることができるといえる。このうち「役替規則」は、明治五年四月制定のものと同文であり、その草案であることを示している。したがってこれらの諸規則は、明治五年一月以降、四月ごろまでの間に作成された東京大元方規則の草案であると考えてよい。いわば、東京大元方が設立

された段階における三井組の諸制度・諸機構の明文化を試みたものといえよう。以下に「大元方規則」の全文を掲げよう。⁽⁴⁾

大元方規則

- 一 今般御用為換座蒙仰、右御用筋ハ不輕儀ニ候処、豈不量哉此方江被仰付、家之面目難有事ニ候、依之是迄之商店向不殘廢し、於三都・横浜・神戸・函館ニ御用為換座取建候ニ付、別紙規則之通大切ニ相心得堅く相守可申事
- 一 御法度之儀ハ勿論時々御布告之条々堅く相守可申事
- 一 火之元大切ニ相心得可申事
- 一 今般東京海運橋兜町地所内江大元方取建候事
- 一 西京在來之元方を大元方と相唱候事
- 一 大坂・横浜・神戸・函館為換座内ニ而大元方出張所取建置可申、其余弁利之場所江も尚出張いたし可申事
- 一 諸方為換座出納掛りより日ノ帳有之儘月々一六毎ニ大元方江致文通可申事
- 一 大元方談合之儀ハ、銘々隔意を不論、於其席遂決談可申、譬夜ニ入候共、可相成丈け其日ニ及決談可申事
- 一 但、評議之儀ハ評議帳江相記し、及決談候ハ、銘々致小印置可申事
- 一 大元方金銀出納之儀ハ、都而詰合管轄執事而小印を以取扱可致儀ニ付、見留メ両印無之候ハ、聊出入致申間敷事
- 一 大元方之有金、同苗并手代共ニ至る迄聊勝手自儘之取計堅く致間敷事
- 一 大元方ノ金銀融通之儀ハ、店內之外他向江一切貸出し候儀堅く不相成候事
- 一 三都始メ諸方店々有金銀ハ不及申、其外諸帳面類、総轄役・管轄役始メ執事役後見役時々相改、巨細心得置可申事
- 一 店々定式功納廢し、改別紙規則之通り目錄尻有之儘大元方江差出可申事
- 一 同苗賄料役料等大元方談合之上取究候上ハ、右切賦之外臨時入用之儀ハ一切差出不申、尤類焼跡住居向普請并婚禮葬式初代二代三代百回忌以上之仏事入用等之儀ハ別段評議之上大元方ノ差出可申事
- 一 大元方筋就用向ニ旅行入費之儀ハ大元方より差出可申事
- 一 同苗ハ不及申、宿持手代共旅行之節餞別土産物等取遣之儀一切不相成事

一 今般同苗并手代共役名、別紙之通り改正規則等申渡候間、其旨堅相心得可申事
一 壬申歳より管轄役詰所

東京 西京 大坂 横浜 神戸

右いつれも一ヶ年相詰代り合可申事

一向後主人たりとも手代役名為相勤、其上管轄役相勤、猶器量之者ハ総轄役相勤可申事
一 都而宿持手代ハ儀列迄大元方支配たるべし、依而役料之儀ハ、大元方ハ相渡可申事
一 五儀列より八儀列迄、同儀列たりとも大元方勤之者可為上席事
一 執事役之儀ハ、主人ニ可代ル当家之守第一之役人大元方之基礎給手代共之長也、家政を預り万事致差配可申候、同苗并店々共一家之為方相考、見聞之次第総轄役・管轄役江及内談ニ可致取計候、右様重キ役柄之者ニ候得ハ、諸事ニ付思慮可致勤弁候、同苗共之内ニ而も氣量有之者ハ執事役相勤、追々昇役可致候、手代共儀ハ執事役無滞相勤候上、後見役隠勤申付候間、執事役之心添等可致事

附隠勤申付候とも、事件ニ寄大元方江日勤及熟談可申事

一 店々年両度役替願之儀ハ、其店重役共致調印、後見役・括事役江差出可申事

一 執事役始メ役付之儀ハ、宿持手代共之内向後年限順序ニ不拘人撰を以可申付候間、此旨一同相心得可申事

一 執事役初メ宿持手代共儀、家之固メ重キ役柄申付候上ハ、此方ハ差免し候迄ハ相勤、店々ハ不及申、諸事安泰ニ相治り候様無隔意申合相励可申事

一同苗并手代役々之者、万一家之為不成所行、其外取扱之筋有之候ハ、下役之者ニても聊無慮大元方江可申立事

一同苗共之内放埒不身持之所行有之候ハ、速ニ押込可申付事

一同苗共家業を怠り、遊芸亦ハ遊興を好ミ、或ハ依怙最負之沙汰我儘勝手ケ間敷所行聊無之様相慎可申事

一同苗共自分之他借家之法度ニ候間、堅く相守可申候、且於店々ニ金銀取替申儀ハ、聊ニ而も致間敷候、若自分懇を以て取替候者ハ、却而其若之無念ニ候間、十倍之罰金を差出可申事

一 重役共初メ惣手代共之内、家業を怠り遊芸遊興等ニ心を入候もの、又ハ勝手自儘之儀依怙之取扱、其外如何敷所行致候者ハ、一同之氣配ニも拘り、不取締之基ニ付、相談之上速ニ暇遣し可申事

一重役ニ不限小者ニ至る迄、不始末之儀ニ付暇差遣し候ものハ、宅々店々ハ不及申、別宅之内ニ而も出入一切不相成事
一店々手代之内、上ニ立ハ亦者縁者朋友之儀理合ニ寄、店々有金自儘之取扱を以融通可致儀、且ハ他借之加判可致儀等不相成旨、前々々申渡し有之候得共、弥堅く相守可申候、自然心得違之儀有之候ハ、急度可申付候事

（提紙）

一今般デセイニヨリ、大改正致候得共、尚此上嚴重可相成儀心得候もの、上下のシャベツナク、役場江可申立、急度評議
濟ニ相成候儀、猶又書加可申候事

右之通改正規則相立候ニ付、一同相心得可申候也

月 日 大 元 方

右のごとく「大元方規則」は全文三二条からなっている。これが直ちに公布されたわけではなく、部分的に漸次実施に移されたようである。「店々改正規則」、「役替規則」、「役柄心得方規則」、および大元方役場の取扱規則である「内規則」は、右の「大元方規則」の施行細則といふべきものであるが、これらによって補足しつつ、ここで考慮されている三井組のあらたな機構の概略をみることにしよう。⁽⁹⁾

これらの規定は、(一)大元方機構に関するもの、(二)各店組織に関するもの、(三)役柄・役替に関するもの、および(四)同苗・手代の心得等に大別される。

まず大元方についてみよう。東京海運橋兜町に東京大元方が設立されたことよって、従来の京都元方⁽¹⁰⁾は単に大元方と称するようになった。さらに大阪以下の各為換座内にも大元方出張所が設置され、大元方の権限は一段と強化される。すなわち各店の経営状況を緊密に監督するとともに人事権の大元方への集中が図られている。すなわち八儀（第一表参照⁽¹¹⁾）以上の幹部手代の任免黜陟は大元方によって行なわれ、役料も大元方から支給される。いわばここでは大元方から出向の形式がとられているのである。また九儀以下一二儀までの手代の任免は大元方の承認を要し、断りなく各店

第1表 明治5年4月改正による役名・等級表

							大元方	一儀
							総轄	二儀
							管轄	三ツ儀
							執事	四儀
							後見	五儀
							括事	六儀
							撰事	七儀
							正事	八儀
							調役	九儀
							助役	十儀
							書記	十一儀
								十二儀
								十三儀
函館	松坂	神戸	横浜	京都	大阪	東京	大元方	
							元締	
							改役	
							會計役	
							初役	
							支配	
							組頭	
							連役	
							平頭	
							平	

出典)「役管規則」三井文庫所蔵史料 本1244による。

間で異動することを禁じている。

さらに大元方の投融資の対象は三井部内に限定されるが、これをうける営業店の資金運用について、大元方規則は「店々金子入用之節ハ其次第柄大元方江申出候得ハ、其懸り評儀之上貸渡可申」、「店々何程遊金有之候共、大元方江無沙汰ニ店々江多分之融通合致申間敷候事」と規定している。また各店が、利益の二〇%と定められた積立金以外の「密建」を行なうことを禁じて「右等之儀有之候ハ、無用捨大元方江為納可申」と規定している。このように、資金運用の面においても大元方は、企業体全体の核として位置づけられているのである。なお「内規則」では「証券御製造之内御任セ高并準備金共大元方江相預り取扱可申事」と記しているが、本来為換座の取り扱いである預り金が、大元方においてなされていることに注目される。

しかも重要なことは、従来の定式功納制度を廢止して、各店の年二季決算の目録尻（利益金）の六〇%を大元方納としたことである。⁽¹⁴⁾

一 此度店々定式功納相廢し、半季毎全之勘定尻有之儘左之通改正致可申候事

譬へハ延金老万両有之

内式割方

内訳 別宅中 一割 配当之事

支店以下惣中江

但割方之義ハ役料式拾五兩ヲ一株ト建割付可申、尤廿四ヶ月之間預り置、廿五ヶ月目ニ割渡可申、預り中其店不都合之義出來候節ハ右預り金ヲ以決算致可申事。

式割 其店積立金非常之備へ。

六割 大元方江功納可致事

右之通り相心得可申事

この功納金に関する規定について、東京大元方の「評議帳」⁽¹⁵⁾の五年八月一四日の条には「当壬申（注・明治五）年より可相改評議ニ候処、未規則難相整候ニ付、申渡等ハ無之候得とも——中略——規則之義ハ猶改而可申渡」としてさしあたり明治五年春季より実施することを定めている。

營業店組織の単一化とともに、各店からの功納金制度が定式功納制からこのように變化したことは、東京大元方を頂点とする三井組機構の一元化を示すものといえよう。地域ごとに編成された各營業店は、人事・資金運用等のあらゆる面で東京大元方の支配を受ける。いわばそのような統轄の機能を果すものとして東京大元方が位置づけられているのである。

(1) 三井文庫所蔵史料 本二四四、『稿本三井家史料』高福 一七九九ページ。

(2) 『稿本三井家史料』高福 一七二九ページ。

(3) 『三井銀行八十年史』五五ページ。

(4) 三井文庫所蔵史料 本四七三、『稿本三井家史料』高福 一七二三ページ以下。

(5)(7)(12)(14) 『店々改正規則書』三井文庫所蔵史料 本四七三／五。

(6)(15) 三井文庫所蔵史料 統二二四九に「評議帳」あり。これは明治五年一月二三日の記事から始まる。また見開きに「評議
 濟之上ハ銘々致小印置可申事」と記され、それぞれの記事には「評議濟」の印とともに高福・高喜・高朗・高潔および斎藤純
 蔵、三野村利左衛門の小印がある。これらが大元方における評議の構成員とみられよう。

(8) 「役柄心得方規則」三井文庫所蔵史料 本四七三／三。

(9) 以下の記述は、三井文庫所蔵史料 本四七三による。

(10) 「西京在来之元方」の意味は詳らかではないが、明治三年七月の廻文には次の如く記されている（大元方「廻文之控帳」別
 一〇二二）

今般大元方相立候ニ付、都而申渡之儀ハ則大元方ニ而致所置候事

但夫々廻達之儀ハ大元方附元方ニ而取扱可申事

(11) 明治五年四月「役替規則」三井文庫所蔵史料 本二二四四、『稿本三井家史料』高福 一八〇〇ページ。なお明治四年九月
 「是迄之元方以下通勤支配迄不残廢シ、更ニ人撰ヲ以可申渡」と名目役の改正が行なわれているが、ここでの役名表は左の
 通りである。（名目役改正規則」本一六七九、『稿本三井家史料』高福 一六八六ページ）。

大元方	是迄役名		大元方		元方		加判		元方掛		勘定		名代		後見	
	一儀列	二儀列	三儀列	四儀列	五儀列	六儀列	七儀列	八儀列	九儀列	名代	名代	名代	名代	名代	名代	後見
総轄	取締	補役	大元締	執事	括事	撰事	正事	助役	加役	元締	元方掛	改役	會計役	後見役	初役	
為換座																
詰																
(以下呉服店・両替店・御用所・東京糸店・松阪店・連店も為換座詰 に同じ)																

三、為換座三井組の機能

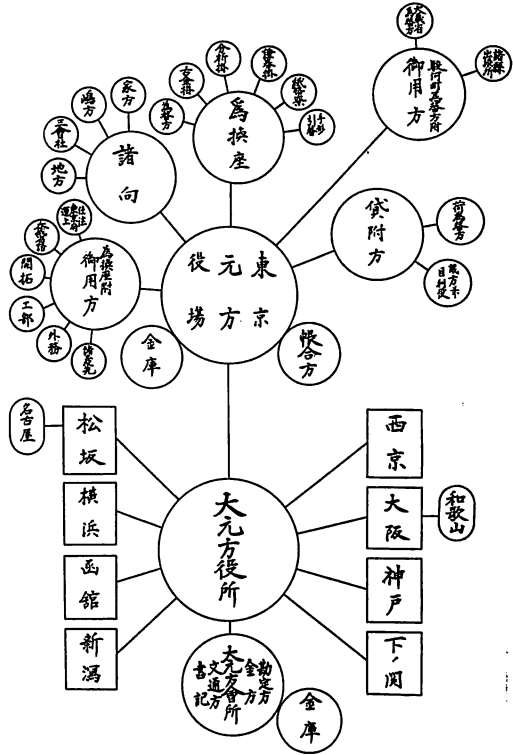
1 新貨幣為替方

為換座三井組は、新貨幣御用為替方として新貨幣の発行業務に関与したほか、大蔵省・開拓使両兌換証券の発行と引き換え業務を委嘱され、いわば明治政府の財政機関の一分肢ともいうべきものであった。しかも為換座の業務はこれにとどまるものではない。政府の財政機関が未成熟な当時においては、国庫金出納の業務は、維新政府の発足以来三井・小野ら旧来の特権的商人がこれを代位し、いわゆる為替方として公金取扱を行っていた。為換座三井組はやがて間もなくこの部分にも進出する。しかも、そこには国庫の統一を図ろうとする大蔵省首脳意向が反映していることが注目されるであろう。いわば為替方の再編成という動きのなかで、為換座三井組の性格も次第に変化を遂げるのであるが、ここではひとまず明治五年ごろの時期に限定して為換座三井組がどのように機能していたかを明らかにしておきたい。

為換座の新設にともなう三井組の再編成過程については前節でみたが、明治五年の東京大元方を中心に進められたこの再編成の過程で作成されたと考えられる三井組機構の説明図がある。第一図に示すものであるが、組織の実際の姿を表示したものではなく、改革途上における構想を示したものと思われる。いわば前節でみた明治五年の「大元方規則（案）」⁽²⁾に対応するものではあるまいか。

図の下部にある「大元方役所」は東京大元方役場を意味すると考えてよい。すなわちこれを中心にしてそれぞれの地域が配置され、とくに東京元方役場の機構が詳細に示されている。西京・大阪以下の地名はそれぞれの地域の営業店をさしているようにもとれるが、「大元方規則（案）」に「大阪・横浜・神戸・函館為換座内ニ而大元方出張所取建置可申、其余弁利之場所江も尚出張いたし可申事」とあるのを併せて考えれば、これらは各地為換座に併設する大元方出張所¹¹元方役場を意味していると解される。したがってこれら各地の元方役場も、図の中央にある「東京元方役場」とほ

第1図 三井組機構図



たさまでまの業務はこの五つの分枝に整理、系統化されている。そして元方役場は、これらの営業部門にたいする管理機関としての性格をもつものとみられる。

この図からみると、三井組の業務は大別して(一)新貨幣為替方・造幣寮への古金銀納入を行なう古金掛、あるいは金銀分析、証券発行・引換えなど造幣・紙幣寮関係の業務を行なういわば為換座本来の業務、(二)政府関係機関の公金取扱業務の御用方、(三)従来御用所・両替店双方で扱われていた貸付、荷為替業務を行なう貸付方、そして、(四)通商(東京商社)・為替・開墾三会社や島方(伊豆七島産物取扱)などの関連事業の「諸向」からなる。御用方は大蔵省の為替方三家として小野・島田と共同で行なってきたものと、開拓使、工部省など三井が単独で命ぜられた公金取扱とは分離され、後者

は同様の構造を有するとみてよいであろう。すなわちここでは両替店・御用所等を合併統一した各地の営業店と、管理機構である元方役場とを一体化し、地域毎に編成してその頂点に東京大元方が位置する、という一元化された三井組の機構が示されているのである。

図によれば、東京元方役場はそれ自身の機能である帳合方・金庫の他に五つの分枝を有している。それぞれが独立した営業部門として、ここでは従来三井が関与してい

は「為換座付御用方」となっている。したがって為換座は、為換座本来の業務の他、御用方 \parallel 公金取扱業務をも併せた、主として政府関係業務を行なう機関といえよう。御用方の業務は、東京にあつては従来御用所ばかりでなく、両替店においても行なわれていた。したがって、ここでは両替店と御用所とを統合した上でさらに業務の性格による再分割が行なわれており、従来両店で取扱われていた御用方 \parallel 公金取扱業務は為換座の設立によってこれに集中されたとみられよう。しかもこの際において、貸付方が御用方と同等の位置を与えられていることに注目すべきであろう。この両者が有機的に連関することによって、以後の三井組の資本蓄積が進められるからである。

この機構図に示される構想がその儘直ちに実現されたわけではないが、その後の三井における機構改革は、基本的にここに示された方向に向っている。そしてこの改革を触発した契機を為換座三井組の設立に求めることができよう。

以下では、この為換座の機能を(一)新貨幣の発行にとまなう「新貨幣為替方」としての業務、(二)大蔵省・開拓使両証券の取扱、(三)公金取扱に分けて二・三の問題を指摘しておきたい。

(1) 「東京大元方役場并大元方役所執務系統説明図」三井文庫所蔵史料 別二六一三ノ一

(2) 本稿八一ページ以下参照。

為換座三井組の「新貨幣為替方」としての機能は、造幣寮が発行する新貨幣の輸送と民間にたいする交換業務である。そして、これに随伴して造幣寮への地金納入が行なわれた。明治四年五月一〇日政府は造幣規則を公布し、「通用貨幣ノ儀、従来政府ニ引揚ケ吹替致来候処、今般普通ノ公理ニ被為基——中略——中外人民ノ望ニ応シ金銀地金並ニ古金銀又ハ外国貨幣等ニ至ル迄其名目ニ拘ハラヌ都テ実価ニ比較、改鑄ノ貨幣相渡シ可申事」⁽¹⁾を布告した。造幣規則によればこの交換は次の方法で行なわれる。

内外貨幣あるいは金銀地金を納めて造幣を希望するもの⁽²⁾にたいして、造幣寮は品位価格とも詳明なる金地金および外

内		訳		
試験のため 除置高	政府渡	三井渡	東洋銀行渡	差引残漸次発行 すべき高
780.00	249,640.00	421,000.00	250,500.00	—
18,280.00	11,691,920.00	4,362,030.00	2,616,370.00	—
22,170.00	10,485,765.00	9,008,820.00	2,455,625.00	450,235.00
376.00	416,232.00	1,070,948.00	114,240.00	165,088.00
371.00	898,969.46	1,004,038.51	7,096.81	2,714.22
41,977.00	23,742,526.46	15,866,836.51	5,443,831.81	618,037.22
644.00	1,666,909.00	938,277.00	1,079,863.00	—
1,959.00	3,402,574.50	347,423.00	133,900.00	67,270.00
1,005.40	1,894,754.80	31,300.00	15,600.00	163,805.00
541.30	849,954.80	79,000.00	35,600.00	156,707.70
214.85	362,490.51	18,263.65	300.00	56,958.69
4,364.55	8,176,683.61	1,414,263.65	1,265,263.00	444,741.39
—	—	—	—	13,014.86
46,341.55	31,919,210.07	17,281,100.16	6,709,094.81	1,075,793.47

文庫所蔵史料 W 2—81 より作成

国金貨幣は一五〇オンス以上、銀地金および内外銀貨幣は二〇〇オンス以上あればこれを受けとり、三〇日後に鑄造手数料を引き去って本位金貨または一円銀をもって払う旨を記した「令状」を交付する。品位価格の詳明でないものは試験溶解の上分析して品位と価格を明らかにし、造幣適当の品であればこれを受けとる。鑄造手数料は金貨一%、銀貨は二%とされていた。造幣寮はこの地金をもって新貨幣を鑄造し、納入日より二九日目に御用為換座三井組（外国人の場合はオリエンタル・バンク）に交付する。先に令状を交付された地金納入者は、納入後三〇日目にこの令状をもって三井組から新貨幣の引き渡しを受けるのである。三井組はこの引き渡しに要する費用手当として、取り扱う令状の総高の一・五%を大蔵省より新貨をもって支払われることが定められている。第二表は、このような手続による新貨幣の発行高を、造幣寮開寮以降明治六年末までの期間について取扱者別にみたものである。この内の「三井渡」が為換座三井組の内国人にたいする

第2表 新貨幣取扱者別発行高

	鑄 造 高		合 計
	明治3年11月 —4年6月15日	明治4年6月16日 —6年12月31日	
20 円 金 貨	—	921,920.00	921,920.00
10 円 金 貨	—	18,688,600.00	18,688,600.00
5 円 金 貨	—	22,422,615.00	22,422,615.00
2 円 金 貨	—	1,766,884.00	1,766,884.00
1 円 金 貨	—	1,913,190.00	1,913,190.00
金 貨 合 計	—	45,713,209.00	45,713,209.00
1 円 銀 貨	378,252.00	3,307,441.00	3,685,693.00
50 銭 銀 貨	165.50	3,952,961.00	3,953,126.50
20 銭 銀 貨	84,764.20	2,021,701.00	2,106,465.20
10 銭 銀 貨	55,471.10	1,066,332.70	1,121,803.80
5 銭 銀 貨	13,286.40	424,941.30	438,227.70
銀 貨 合 計	531,939.20	10,773,377.00	11,305,316.20
1 銭 銅 貨	—	13,014.86	13,014.86
総 計	531,939.20	56,499,600.86	57,031,540.06

出典)「大蔵省統計課 統計表」(官房第3課参考書第2類第31号第4冊)三井

れている。明治四年八月一日大阪為換座にたいして大元方から次の規則書が通達されている。³⁾

規 則

- 一 造幣寮納金銀取扱之儀ハ御規則面之通扱可申候
- 一 日々扱之儀ハ休日之外朝九字ヨリ夕三字限之事
- 一 願人之内御規則面之通納候而ハ日数モ相掛リ日用ニ差支候者ハ差出候地金凡性合見改、当人示談之上代リ金貨渡シ可申候事

令状取扱高である。三井組の取扱高は、金貨の場合発行高の三四・七一%、銀貨では一二・五一%、金銀貨合計においては三〇・三〇%をしめている。この取扱いによる大阪為換座の手数料収入は、明治五年末までで九、三九六円、明治六年一月より一〇月にいたる期間では一万二〇三七円にのぼっている。²⁾

ところで、右の手續によれば旧貨幣あるいは、地金をもって造幣を望む者は直接造幣寮へ納入して令状の交付を受けることになっているが、造幣寮への最大の地金供給者が三井組であったことは言うまでもない。また地金納入者が地金を納入して令状の交付を受けてから、成貨の引き渡しが行なわれるまで三〇日の長期間を要したことから、三井組が直接新貨との交換を行ない、あるいはこの令状を引当とする貸付が行なわ

一是迄通用金銀并古金類ノ儀ハ地金同様ニ相心得可申事

一本位金之儀ハ相場相立取扱申間敷候事

一造幣寮納引換料并往返入用共、御規則面通り願人ヨリ差出可申候事

一メキシコ弗、新貨幣と引換候儀ハ不相成候事

右之通相心得可申候事

辛未八月

御用

為換座

右之通張出置可申候事

大元方

古金類地金先方示談ニ而取扱候節ハ

古金類之儀ハ東京ウサニテ掛ル

右割合ヲ以大坂ハウ七掛ル

其時々金繰世話敷折柄ニハ当人ニ引合相談之上取扱可申事

右の規則の末尾にある記述は、この交換の比率を意味すると思われる。次に掲げる大阪為換座から出納寮へ宛てた願書は、このような新旧貨幣の交換のための資金融通を求めたものである。この出願は即日許可され、保有古金銀を担保として式分判一六万両が月一步の利子で貸し下げられた。

以書付奉願上候

当今御寮江銀地金相納候而之換新貨御下ケ渡迄多日ヲ経候条御口授之趣拝承、付而ハ市中之者共々追々融通之義申込有之、夫々相応之并用致遣度存候ニ付、兼而奉願上候古金類換通貨ニ而凡拾三万両斗手元ニ有之候分、御省江奉納置、当通用式分判拝借奉願上候、尤為御冥加月毫歩之利子上納可仕候御聞濟於被下候ニハ市中之者共弁利ニモ相成候儀と奉存候、此段奉伺候以上

明治辛未年十月廿四日

為換座三井組の成立と展開（岩崎）

第3表 大阪為換座三井組における新貨幣渡高(令状取扱高)

	金貨	銀貨	合計
明治4年7月	円 —	円 6,411.750	円 6,411.750
8月	—	14,871.200	14,871.200
9月	32,032.840	96,063.600	128,096.440
10月	108,262.260	368,621.270	476,883.530
11月	218,048.120	1,026,859.600	1,244,907.720
12月	506,878.660	251,205.710	758,084.370
5年1月	298,746.340	42,180.800	340,927.140
2月	779,096.670	—	779,096.670
3月	625,871.550	—	625,871.550
4月	1,308,747.980	—	1,308,747.980
5月	773,711.530	—	773,711.530
6月	626,011.530	—	626,011.530
7月	939,948.100	—	939,948.100
8月	—	—	—
9月	—	—	—
10月	—	—	—
11月	1,301,297.070	—	1,301,297.070
合計	7,518,652.450	1,806,213.930	9,324,866.380

出典)「造幣寮御用留」三井文庫所蔵史料 本390 により作成。

出納御寮
御役所

新貨幣の発行に際してこのような方法が取られたのは、政府が保有する地金量の不足のため、流通している旧貨幣を

為換座三井組

名代 西邑扇四郎 印

中井由兵衛 印

回収してこれを改鑄する手段に訴えねばならなかったからである。右の出願にも示されているように、大阪では新旧貨幣の交換は次第に増大している。第三表は、大阪為換座による月別の令状取扱高を示している。

しかし一般的には「当時新貨幣発行ノ初ニ際シ三府及ヒ開港場ヲ除ク外ハ内国人民貨幣改正ノ真旨ヲ了解スル者尚ホ鮮ク、其太甚シキニ至リテハ寧ロ金札を喜フ者アルカ如キ勢ナリシヲ以テ、内国人民旧金貨ノ改鑄ヲ望ム者多カラサリシ」状態にあった。このため政府は三井組をはじめ為換会社、東洋銀行等に国内の旧金銀貨を買収して造幣寮に輸納することにした。⁽⁵⁾ 明治五年二月為換座三井組からも次の出願が行なわれている。⁽⁶⁾

以書付奉申上候

一 当節諸国ニおゐて在来式分判賈金多ニ而不通用甚以差支候趣承之、幸ひ今般分析等も被仰付候儀ニ付、依之其国々江罷越、賈金之分買入、其場ニおゐて絞切、其性合ヲ見分ケ、買入方可仕心得ニ御座候、此段御同奉申上置候以上

二月

為換座三井組

大藏省御中

名代

三野村利左衛門

この出願は二月二十五日付で許可され、次いで三月出張員にたいする「古金賈金買入方出役規則」が定められた。(?)

国々金銀買入方規則

一 国々江參着候得ハ御県江大藏省御書附之写ヲ以御届ケ申上置、左之通取扱可申候事

但御届左之通

以書附奉申上候

一 今般国々賈金多ニ而差支候場所も有之候ニ付、東京大藏省江申立伺済之上此度御地江出張仕、買入方致候間、此段御届奉申上候以上

年号月日

東京為換座

三井組手代

何ノ誰

何県御中

各地ニおゐて下宿致候処江左之通り懸札致シ取扱可申候事

但旅宿之義ハ御県々差図ヲ受相定候事

御用為換座

○ 古金
買入所

三井組出張

賈金

右之通懸札出、規則ヲ以扱可申候事

一 賈金買入之義ハ持參致候もの夫々品類ヲ分ケ、直段ヲ相定、右ニ而承知候得ハ其場ニおゐて絞リ切買入可致候事

一 古金銀正品不通用之処も有之候得ハ、其地并用之ために証券引換可申候事

一 金銀買入元金持參之節ハ、大金之分ハ御県江預ケ置、小出シヲ以扱可申、御県遠方之処ハ宿元江儲ニ預ケ置扱可申、都而其地都合

ニ寄手堅取扱可申候事

一 買入候金銀之分、其都合により各地手近キ為換座江向差送り可申候事

一 持出シ金引換多ニ而不足之節ハ、代リ買入金名地手近キ為換座江持參致、引換ニ証券請取可申事

一 各地座方々代リ金相渡シ候得ハ、其地金東京江相送り可申候事

一 買廻シ方出役方入用之義ハ買入候品物徳分之内ハ半減ヲ請取、相賄可申事

一 出張所宿元銘に申合大切ニ相守、少も宿明ケ申間整候事

一 出役先ニ而必權威ヲ以買入方致間敷、都而示談ヲ以扱可申候事

一 出役連之内道中ニおゐて菅人ニ而も差支之義有之候節ハ相互ニ申合、待合同道致可申候事

一 各地相廻リ候先々、其度毎文通致、尚宿元相定リ候得ハ猶又至急ニ東京江文通致可申候事

右之通り之規則を以申付候間堅相守、大切ニ取扱可申候、万一右規則ニ相背候者有之ハ其連之内ハ早々東京元方江文通致可申候事

申三月

諸國出役中

東京

為換座

元方

右は古金銀買入れのため派遣された出張員の取扱細則ともいうべきものである。三井組は各地の營業店組織を通じて古金銀を回収し、これを大阪為換座を経て造幣寮に納入するわけである。この出張員の派遣が、折から行なわれた府県為替方の設置と相俟って、三井組の地方組織拡大の重要な契機となつてゐることを指摘しておこう。たとえば、松阪店は三重・渡会・愛知三県の為替方として名古屋・四日市に出張店を設けて公金取扱を行なうが、明治五年四月に度会・三重両県の為替方をひきうける際「今般国々賈金多にて差支候場所も有之候ニ付、東京大蔵省へ申立、伺済の上、此度

御地へ出張仕、買入方致度奉存候付てハ御県庁出納御用をも被仰付候様仕度⁽³⁾と出願している。古金銀の買収が府県出張店の重要な業務の一つとなっていることに注目しておきたい。

(1) 「貨政考要」〔『明治前期財政経済史料集成』第一三巻所収〕八四ページ。

(2)(3)(4) 大阪為換座「造幣寮御用留」三井文庫所蔵史料 本三九〇。

(5) 前掲「貨政考要」一〇四ページ。

(6) 三井文庫所蔵史料 追一六二五/一一。

(7) 同右 追一六二五/一二。

(8) 「為換座書状綴込」同右 本六九一。

2 大蔵省・開拓使両兌換証券発行

次に大蔵省兌換証券および開拓使兌換証券の問題について検討しよう。

大蔵省兌換証券は為換座三井組の名義をもって発行されたが、「實際ニ於テ主トシテ其発行ノ利益ヲ享有シ、且ツ之カ支消ノ責任ニ当リシモノハ日本政府ノ大蔵省」であつたとされている⁽¹⁾。しかし、この正金兌換証券の発行に従事することによって三井組にもたらされた利益は少なからぬものがあつた。証券の発行は明治四年一〇月一五日をもって開始され、総額六八〇万円に達した。製造入費を除いた証券の発行・引き換え等に要する諸費は三井組の負担とされたが、その代償として発行高の二〇％は三井組において準備金を出すことなく自己の融通に供することが認められた。明治四年九月二十九日付で大蔵省と為換座三井組との間に結ばれた約定書は、第二則において証券発行の手続きを次のように定めている⁽²⁾。

発行之順序ハ都而大蔵省之都合ニ従ひ、追々三井組ニ相渡置、時々同省之命令を以て之を諸私方ニ供用すへし。就而ハ其命令なくして三井組より之を發行する事堅く禁止たるへし。

但証券渡之節ハ三井組より請取証書を大蔵省へ出し置、同省にても丁寧⁽⁶⁾に其員数及諸般之事を簿記すへし。

大蔵省より証券の発行を命ずるにハ、其時々三井組への令状を以テ其証券ヲ可請取本人ニ渡シ、本人三井組ニ至りて右令状と引換に証券を請取へし。

但其時々其名前、月日其外三井組にて詳明ニ簿記すへし。

大蔵省之都合に寄てハ直ニ三井組に達して証券を差出さしめ、諸私方に用ゆる事もあるへし。

また、この発行に要する引換準備金は、発行高の五〇%を目途とし、証券の渡高に依じて大蔵省から三井組へ交付され、三井組は相当する所有物を抵当として大蔵省に提出することになっていた。

開拓使兌換証券は大蔵省兌換証券と同様の形状、模様⁽³⁾に作られ、開拓使の証印を付して為換座三井組の名儀をもって発行された。発行額は二五〇万円を限度とし、通用年限を一〇年とし、この間は「公ノ上納物ニモ請取、且北海道物産ノ租税ハ可成丈ケ右証券ヲ以相納可申」とされた。製造は三井組が行なった。製造入費は開拓使が負担するが、それ以外の諸費は三井組が負担した。発行高の二〇%が三井組へ「手限り御任」になったのは、大蔵省兌換証券の場合と同じである。開拓使は発行に要する準備金として発行高の三分の一を新貨あるいは正金をもって定額金等の内から備え置く。備えない残り三分の二は一〇年の流通期限後に開拓使定額金および物産・租税によって引き揚げ、三井組に任せた二〇%の分は三井組が私財によって回収を行なうものとされている。

開拓使兌換証券は主として開拓使管下の北海道において発行され、二五〇万円の内開拓使自身によって開拓事業に投下された額は一三二万円、残り一一八万円は開拓使庁から管下の民間へ貸付⁽⁴⁾けられた。そのため貸付方が新設されてい⁽⁵⁾る。

開拓使兌換証券の発行にともなって、明治五年一月三井組は函館の東京商社出張所内に為換座を設け、出張員を派遣した。次いで二月一日より函館為換座は開拓使函館庁の金銭出納取扱方（為替方）を兼ねることになった。⁽⁷⁾

第4表 開拓使兌換証券準備金預高および明治5年8月引揚高

	準備金高	同引揚高	据置
東京	265,720 <small>円</small>	135,720 <small>円</small>	130,000 <small>円</small>
大阪	99,280	49,280	50,000
函館	468,330	248,330	220,000
合計	833,330	433,330	400,000

出典)「(開拓使兌換証券発行ニ付御用一件書類)」三井文庫所蔵史料 本636 より作成。

開拓使兌換証券の回収法には、その後大きな変更が加えられた。

明治五年三月開拓使は管下へ貸付けた兌換証券一一八万円を抵当とし、更に一一〇万円の証券増発を正院に稟請した。⁸⁾これによって定額金の不足を補うためである。しかし大蔵省からは「最前証券発行之儀ハ一時融通ノ便宜ヲ予謀候ヨリ施設致候事ニテ、既ニ御入用ノ額ヲモ按算ノ上、大小券式百五拾万円ノ高御許可相成、其兌換方法ハ同使定額金ノ内ヨリ発行金額三分ノ一ノ正金ヲ準備ニ充候上ハ、其三分ニハ既ニ連債同様ト相成候筋ニ候得ハ、仮令交換等モ懸念無之候トテ頓ニ其額ヲ増シ候事ハ難相成筈ニ有之、殊ニ右輸送其外ニテ毀損ノ券モ多数可有之候付、其辺ヲ見込右増額致度トノ義ハ尤以テ懸空ノ見解ニテ、紙幣発行ノ方法ニ於テモ決シテ右様ノ処置可致理ハ無之」との反論に遇って、証券の増発を見送り結局新紙幣一一〇万円を増発して、これを開拓使へ貸付けることになったのである。⁹⁾五年八月大蔵省と開

拓使との間に締結された約定によれば、この貸付金は開拓使から民間へ貸付けられた証券一一八万円の代りとして貸渡され、四年から一〇年目に金貨あるいは新紙幣をもって大蔵省に返戻する。一方民間へ貸付けられた証券は、明治六年中に三分の一、同八年までに残りの三分の二を取り立てて、大蔵省より貸付けられた金額相当の証券を断裁の上焼却して再度流通する途を断つことになった。また額面五〇銭以下の証券一三〇万円は大蔵省より新紙幣をもって引き換え、一〇年後に新貨幣をもつて返納することとされた。

したがってこのような回収方法の変更にもなつて、為換座三井組との約定書にも改訂が加えられている。¹⁰⁾まず発行高二五〇万円の準備金として三井組に預け置かれた新貨幣八三万三三三〇円の内四三万三三三〇円は、五〇銭以下の証券一三〇万

円を新紙幣をもって交換するため第四表のごとく開拓使へ引揚げられ、残高四〇万円についても証券の回収度に応じて引揚げられることになった。

一方為換座三井組へ任された発行高の二割、五〇万円の証券も当然開拓使へ引揚げられることになるが、「手内事情御賢察被成下、寛大之御所置ヲ以今一応御憐憫之御沙汰ニ被成下置候様」⁽¹¹⁾との三井組の懇願によって、これについては別途の処置がとられている。すなわち、「証券発行ノ折、十ヶ年三井組ノ融通ニ供セシメタル者ナレハ今更突然引揚候モ初発ノ約定ニ触レ本意ヲ失ヒ候ニ付、是ハ別段ノ訳ヲ以テ開拓使予備金ヲ繰出シ、右金高ハ同使ニテ三井組ニ代リ追々引揚、断裁焼捨」ることにし、一旦三井組より上納のうえあらためて同組に貸下げられることになった。⁽¹²⁾ここでの貸下金五〇万円の内訳は、二万円を従来通り一〇年間無利子で三井組の融通に供せしめ、額面五〇錢以下の分二六万円は五年九月から年四朱の利子を付して明治八年末までに皆納、一円券以上の二二万円は年五朱で明治一三年までに返納することになっている。

為換座三井組が証券取扱によって得る利点としては、発行額の二〇%を自己の融通に供しえたことに加えて、預り準備金の運用が考えられよう。また開拓使よりの貸下金も、同様に資金運用の上で重要な役割を果している。明治七年三月末現在の東京大元方勘定目録⁽¹³⁾によれば、東京大元方の負債総額五二万四八一〇円余りの内、これら証券に関する部分は大蔵省兌換証券引換準備金預差引残高七万一六〇二円、開拓使兌換証券発行高二割の分預り残高二九万六六七〇円、同じく開拓使よりあらためて五朱の利足をもって貸下げられたもの七万三三三〇円、合計四四万一六〇二円に達し、八四・一五%を占めている。とりわけ開拓使からの預り金が大半をしめていることが注目されよう。開拓使からの貸下金の内七万三三三〇円はそのまま年六朱の利率で東京御用所差加金へ廻されている。これらの証券発行に介在したことは、この時期の三井組の資金運用の上で大きな意味を持っていた。

- (1) 「貨政考要」(『明治前期財政經濟史料集成』第三卷所収) 一八三ページ。
- (2) 三井文庫所蔵史料 本六四〇、同右 一七九ページ。
- (3) 同右 一八六ページ。
- (4) 同右 一九一ページ。
- (5) 「社中規則」三井文庫所蔵史料 追一六二五/一〇。
- (6) 大阪三井組「御用留兼日記」三井文庫所蔵史料 本二七一。
- (7) 「(西京為換座來狀刺)」三井文庫所蔵史料 本六八六。
- (8) 前掲「貨政考要」二〇九ページ。
- (9) 同右 二一〇ページ。
- (10)(12) 同右 一九六ページ。
- (11) 「公用諸願伺届録」三井文庫所蔵史料 本一三〇四。
- (13) 「二季惣目録帳」三井文庫所蔵史料 別二〇一五。

3 公金取扱

為替座が開設されて間もない明治四年九月一日、三井組は大蔵省にあてて造幣・租税両寮の為替方を為換座三井組に移すことを出願している。⁽¹⁾

以書付奉願上候

一 今般造幣寮御用為換座被仰付候ニ付、依之東京、大坂、西京、横浜、神戸夫々為替座御用所取建扱罷在候間、何卒造幣寮、租税寮両寮之分為替方両方ニ而取扱候而ハ取次ニ而何分差支候間、諸方為替金井出納御用御掛屋向、為換座御用所江扱方被仰付被下置候様、此段奉願上候、左候得ハ御寮御弁用ニも相成、且ハ国弁ニも相成可申と奉存候、此段御警察被下置、御聞濟之程伏而奉懇願候以上

為換座

御用所

明治四年辛未九月十八日

三井八郎右衛門名代

三野村利左衛門

西田善助

大蔵省御中

新貨幣為替方が三井に命じられた際、三井とともにいわゆる為替方三家をなした小野、島田両家からは、ただちにこれにたいする抗議が行なわれている。しかし大蔵省は、新貨幣為替方は大蔵省の公金出納を行なう為替方の業務とは異質であるとしてこれを却けた。⁽²⁾しかしこの出願にもみられるごとく、為換座の資金運用を円滑にするためには政府関係機関の公金取扱は不可欠の要件であり、また新たな政府御用を既存の営業組織と直結させることによってより大きな利益の獲得も可能になる。この出願が「為換座御用所」の名義で行なわれていることは、為換座の発足にともなって「御用所」がこれに吸収されたことを示していよう。御用所は公金扱いと貸附方とを営業の二本の柱としていた。したがって為換座が御用所を基礎として政府関係業務をこれに一本化し、さらに両替店をも合併することは、「真成之銀行」を生みだすための当然の布石といえよう。

公金取扱いは為換座三井組の業務の中で重要な位置を占め、後述する三井組の転換の基軸をなすものであった。以下では為換座三井組における公金取扱いの問題についてみることにしよう。

明治政権の成立以来、新政府の財政機関に付属して国庫金の出納にあたったのは三井・小野・島田のいわゆる為替方三家であった。為替方は明治元年二月一三日三井八郎右衛門・島田八郎左衛門、小野善助の三名から会計事務局官金の為替取扱を申請し、これを許したことに始まり、「国庫ニ収納スル金銭ノ鑑定・収入・遞送若クハ支出ノ事務ヲ掌」⁽³⁾った。しかも為替方は、会計基立金の徵募、太政官札の発行に介在したほか、通商・為替会社あるいは開墾会社等の業務をはじめ、維新政府の初期の財政・金融政策に密着してその執行機関の一翼をになっていた。

しかし、廃藩置県後における中央集権的財政制度と統一的税法の確立の要請にともなつて国庫金の出納方式にも大はな変更が加えられる。とりわけ廃藩置県による租税徴収権の全国への拡大にともなつて、中央政府に直結する租税收取機構の整備が進められ、ここに為替方の再編成が要請されるにいたつたのである。大蔵省は明治五年三月租税金の通送について次の如く指令している。⁽⁴⁾

- 一 貢金之儀ハ取立次第速ニ上納可取計筈之処、手数ヲ厭ひ候々自然本県々廻金有之候共為替方其外掛改等為取扱候町人共江預ケ置、相心之金高ニ纏り候上納方取計候向モ在之様聞、不都合之次第第二付自今左之通り相心得、精々納方抄取候様可取計事
- 一 貢金之儀東京出張所江差立候分、日限、金高、通貨之種類等明細相認メ、都度々々ニ無違漏租税寮へ可届出事
- 一 出張所ニおゐて本県々貢金廻着次第日限其外金高種類等同様相認メ、廻着翌日租税寮江可届出事
- 一 着金之分、為替方或ハ掛改等為取扱候町人共江預ケ置候儀も有之候ハ、預ケ証書写相添、相預ケ候翌日無相違租税寮へ可届出事
- 一 為替方并掛改等取扱候者、貢金相預ケ候ハ、員数前条之通り明細相認メ、預り候翌日本人を直ニ租税寮江可届出旨、確ト申付可置事

但大阪為換座ニ而預り候分同様相心得同所出張租税寮江可届出事。

- 一 東京ニおゐて貢金掛改等取扱候者、身元等相糺し名前、宿所前以租税寮江可届出事
- 右之通可相心得事

壬申三月二日

大蔵大輔 井上 馨

この指令は、租税金の中央への通送を円滑ならしめ、とくにその迅速化を意図している。ここには、本県からの廻金が為替方によってプールされていることが指摘されている。また、その第五項によって、大阪為換座においても租税金の通送の取扱いが行なわれていることが知られる。

この指令と同時に、大蔵省は第六六号達によって「諸国貢米金上納ノ場所及ヒ期限」を定めた。⁽⁵⁾ここでは金方、すなわち金納貢租はすべて東京納、米方〓貢米は山城・近江・丹波三か国は西京納、畿内・山陽・山陰・南海・西海にまた

がる三七か国については大阪納とし、これら四〇か国の租税は「大阪出張為替方江預ケ、同所証券ヲ以上納」すべきこととされている。したがって、この大阪を経由する租税金の取扱い額は相当の額に達し、これの取り扱い如何は重要な意味を持つ。

大蔵省は明治五年二月大阪常盤橋の旧明石藩邸に租税寮の出張所を開設、三月五日大阪為替店に出頭を命じ、「当寮請払并税金東京本寮へ為登金為替」を命じるにつき取扱手續書の提出を命じた。⁽⁶⁾大阪の為替方三家は談合の上、翌日明治三年八月の「大蔵省諸藩県租税金為替取組方同様之手続ヲ以奉相勤度」と上申ししたが、この手続きとは次のようなものであった。⁽⁷⁾

去々午年八月東京

於東京同済之写

浜田県租税金納方之義、大坂為替方江相渡同所手形東京大蔵省へ相納候義於為替方差支無御座候、乍併知県事方最寄都合ニ寄西京、大坂両地之内為替方江御渡相成、右手形上納後西京、大坂為替方金永銭取寄セ候義ハ諸商人下為替無賃ニ而取組、連々為差登候義ニ付、凡日数六十日位ニ而東京着ニ相成可申候、右為替取組方日数御聞届ニ相成候上ハ、西国筋一般御布告ニ相成候共御差支無御座候以上

東京 出納寮

東京 為替方

すなわち、大阪為替方は従来の慣行にしたがって、諸商人下為替を取り組み、東京へ送金するための所要日数を六〇日として申し立てているのである。しかし、三月二日の指令にもみられるように、大蔵省側の狙いは租税金通送を迅速ならしめることにあったといえよう。この要請によって租税金通送の方法に変更が加えられる。大蔵省は為換座にこれを移行しようとするのである。

三月九日、大阪為替方名代井口新三郎が御用窺いのため出勤したところ、大阪租税寮において次の情報が与えられている。⁽⁸⁾

一 当三月九日租税寮へ御用為窺井口新三郎出勤仕候処、笠租税大属殿御逢有之、御同所様を被仰聞候ニ付、今般為替方江御用所之義申付候処、更ニ東京本省を為換座三井組江可申付候段通達有之候ニ付、不得止事同所江申付候積、乍併古藩々上納金ハ為換方江申付候間右様相心得可申旨被仰候、

ここには為換座へ命じたのが東京本省の意向によるものであることが記されている。いわばこの五年三月の段階で行なわれた租税金取扱方式の改変のなかで、部分的にもせよ為換座への移行が試みられているのである。同様の動きは、開港場の関税取扱いにもみられる。

明治五年三月大蔵省は横浜・新潟・箱館三港にたいして次のごとく指令している。⁽⁹⁾

横浜港

新潟港

箱館港

此分開拓使江申遣ス

外国貿易輸出入品価税之分、価之当否確と見極之上増税申談ジ、彼ニ於テ不承伏之節ハ条約面ニ基キ其品税関江買上候節、其港内為換座江税関長官より出金之儀示談有之次第立替相渡候様達置候条、得其意篤と鑑定之上弥奸偽之価申立候ニ見据候ハ、示談ヲ遂ケ、其品税関江買上、早々売捌候上原金ハ為換座へ償戻致シ、益金之分ハ毎月収税金返納之節別封ニ記載シ相納可申事

壬申三月

大蔵大輔 井上 馨

そして為換座にたいしても、租税寮から次の指令が発せられ、為換座三井組はこの指令にもとずいてあらたに新潟に為換座の出張所を開設、名代役を派遣することになった。⁽¹⁰⁾

為換座

横浜・新潟・箱館開港場工今般別紙之通御達相成候ニ付、以後御用向無差支相動可申候事

壬申三月

租税寮 圖

追而本文之趣請書可差出候、尤運上所長官之印影前以下渡可申事

この時横浜・函館・新潟三港の取り扱いが為換座三井組へ命じられたのにたいして、大阪・神戸・長崎の取り扱いが、大阪為替方に命じられていることに注目したい。しかも三井側の史料が示すところによれば、「右御用向廉々取扱之手続キ、書面を以当地御請書差上候儀、内実ハ小野方一己之取計、為替方名目ヲ相付差出候而、其後ニ至リ同所名代之者ハ爰元江相談之申聞ニ付、廉々不都合之趣、種々小野方へ申談候得共、此方為換座御用向江相響、何哉外御用も被仰付度周旋いたし、爰元ニても心配不少罷在候」との動きが背後にあるのである。⁽¹²⁾

さらにもう一つの事例を挙げよう。明治五年五月二〇日大阪為換座は同地出納寮出張所から次の指令を受けている。⁽¹³⁾

一新貨幣之類并地金銀等政府関係之分、都而為換座三井組之手ニ而出納運輸方取扱候様、於大蔵省御決議有之候条相心得、至極大切ニ取扱可申、且運輸出納高ハ勿論、運賃并危難請負料其他諸出費共精細簿記可致置

つまり、ここでは大阪造幣寮で铸造される新貨幣のうちの御用新貨、すなわち政府自らが費消する貨幣の現金逋送取扱が、為替方から為換座に移行していることがわかる。この「御用新貨」とは前掲第二表の内訳に「政府渡」とあるものである。第五表は大阪為替方と大阪為換座三井組の双方の史料から双方の御用新貨廻送取扱の記事を拾い出したものである。これらの史料に取扱高の全てが記載されているかは断定しがたいが、明治五年五月を境に両者の取扱いは逆転していることがしめされている。

これらの事例は、本来為替方が取り扱ってしかるべき公金取扱業務が、この時点で為換座三井組に移されつつある動きを表現している。この動きをどのように理解すべきであろうか。

(1) 「大蔵御省同願留」三井文庫所蔵史料 本六四二／一

第5表 御用新貨廻送取扱高

期 日	大阪為替方	大阪為換座組 三井	備 考
明治 ^{年月日} 4. 8. 2	20,000.000		西京へ廻金
8. 3		42,000.000	東京為換座へ
8. 9	100,000.000		東京出納司へ廻金
9. 7	16,000.000		西京へ廻金
9. 8	100,000.000		東京へ廻金
12. 27		10,000.000	
5. 1. 6		50,933.930	横浜為換座へ
1. 22	250,000.000		大阪出納寮より東京本寮へ
2. 10	300,000.000		"
3. 9	300,000.000		"
3. 9	17,116.730		"
3. 23	300,000.000		"
4. 16	500,000.000		"
4. 28	500,000.000		"
5. 12	300,000.000		"
5. 24		500,000.000	"
6. 12		500,000.000	"
8. 3		500,000.000	"
8. 14		500,000.000	"
8. 23		500,000.000	"
9. 16		500,000.000	"

出典) 三井文庫所蔵史料 本390, 本391 より作成。

(2) 「大阪別紙留」三井文庫所蔵史料別
七八九、「稿本三井家史料」高福一六
四五ページ。
(3) 『明治財政史』第四卷一〇ページ。
(4)(5) 同右 第五卷 九〇ページ
(6)(7)(8)(11)(12) 「大蔵省出納司御用
留」三井文庫所蔵史料 本三九一。
(9)(10) 「公用諸願届録」三井文庫所
蔵史料 本一三〇四。
(13) 「造幣寮御用留」三井文庫所蔵史料
本三九〇。
(14) 同右、および注(6)所引の史料であ
る。
さて、大蔵省は前掲明治五年三月二
日の指令にみられるごとき手続きをふ
まえて、府県で徴収された租税金の中
央への送納をはじめとする公金通送の
円滑化をはかる方針を提示する。すな
わち、明治五年四月の租税権頭松方正
義の伺にもとずく府県為替方の設置で
ある。明治五年五月一五日府県の公金

出納を為替方三家の出張店に扱わしめる指令が発せられているが、ここでは、従来掛屋、御用達などとさまざまな形態で取り扱われていた各県の出納業務を為替方三家に集中させる方針が打ち出された。これは廃藩置県後の府県制の成立に照応した府県財政の中央財政への統合、国庫統一の一過程として行なわれ、いわば廃藩置県にともなう支配体制構築の一環をなすものであった。さきの三月二日付の大蔵省の指令にしても府県為替方設置の一つの前提条件を作るための措置とみることができよう。

しかし、この府県為替方業務の為替方への集中が、実は為替方の再編成、すなわち国庫金出納を第一国立銀行へ移行させる前提として行なわれていることに注目しなければならない。この時期、銀行創立問題は新たな段階を迎えていた。すでに述べたように前年（明治四年）九月ごろのいわゆる銀行論争が伊藤案に沿って解決したことによって、国立銀行条例の編成が、渋沢栄一・芳川顕正らによって進められていた。そしてこの編成の過程で、将来創設される（第一）国立銀行に国庫金出納機関としての性格を付与する構想が生まれたのである。いわば、当初において府県為替方の設置は、ここに至るまでの過渡的な措置として考えられていたといえよう。このことを念頭に置きつつ、また「為換座」三井組の「銀行」化という大蔵省首脳の期待を考慮にいれるならば、明治五年三月前後における公金取扱をめぐる為替方と為換座の問題は、むしろ為換座を「政府の銀行」たらしめようとする大蔵省の意向を示すものとみられるのである。しかし、ここで注意したいのは、三井においては、為替方と為換座とが必ずしも分離したものでなく、むしろこの時期には一体化しつつあったことである。

為替方三家が府県への出店状況を記して提出した届書の中で、三井は従来から県出納御用を取扱っているものとして神奈川・新潟の二県をあげている。新潟に出張店が開設される契機は先に述べたが、東京大元方は新潟へ出張名代役を派遣するにあたって、取扱細則ともいべき次の注意書を交付している。⁽²⁾

一為換座御用扱振荒増為心得左二

新潟運上所輸出入税取扱御用之義ハ、輸出入之品ニ付税銀上納之節、譬ハ壹万兩之品ヲ五千兩と申立、五千兩文ケ之租納可致と目論見候異人并御国人も可在之も難計、仍之出入之物品改之役在之、右品と金高不相当と見受候時ハ申立直段ニ而運上所江御買上ケ相成候節、右代金御立替申上、早速市中江御払下ケ代金を以御戻入相成候筈、已前は右様之所置在之候哉之聞へも在之候得共、当節ハ一向承り不申、御約定御規則故此段被仰渡候、兎も角も新潟運上所御用筋、何事不限被仰付候而迷惑不相成廉ハ相勤可申事。

一兼而申入置候通、輸出入之廉御預り金請渡之義、自然為替会社ガ引合候共一切受申間敷、県江御引上ケ之上御渡可相願事
但正金ニ無之而ハ受申間敷、会社貸付証文と決而正金と見候義不相成事

一為替方租税金御取扱逆も同断、為替会社・商社ガ引継之義、呉々不相成、別而貸付証文或ハ社中預り手形・限月証文等受取申間敷、正金ならてハ毛頭受取候事無用也

但御談向ニ而難退候ハ、申合候通近々名代取締役目代出張まで之所受渡御用捨之儀押而申立、正金ならてハ御預り方取扱致間敷事

壬申五月

名代役 取締

新潟出張 名代役目代中

右の史料は、新潟出張店開設の契機となった大蔵省の指令「不当価格を申し立てた輸出入品を運上所が強制的に買上げるための代金立替」がすでにに空文となつてゐることを記している。そして新潟運上所の輸出入税取扱のために設けられた新潟出張店においては、同時に新潟県の公金取扱をも行なつてゐることが述べられてゐる。東京大元方は新潟店開設のために座方元建金として官札三〇〇〇兩を融通、内二〇〇〇兩を輸出入税金操替備とし、一〇〇〇兩を座用宿賃・賄向の費用にあてることがしたが、元建金が比較的少額であるのは「租税出納も相動候義、都而東京送り金而已多」³⁾ いたためであると断つてゐる。このように新潟出張店は、まず公金取扱のための機関として設立されたが、この公金取扱の業務は、内容によって明確に区分することが規定されていたのである。すなわち「新潟為換座」は「御運上所御用輸出入税

取扱」を行ない、これにたいして「県金租税之向一般」は「為替方」の出張所として取扱うべし、とされているが、云うまでもなくこれは、府県為替方が為替方三家の出張所として設けられたことよって行われているのである。したがって、書状の宛先についても、その内容によって新潟為換座としての業務は「東京海運橋兜町 為換座三井組」へ、新潟為替方は「東京駿河町 為替方三井組」へ、との区別が立てられている。新潟出張店は、同時に「為換座」と「為替方」との双方の業務を兼ねる機関であった。いわば、中央における機構の分離は、ここでは単なる事務手続の相違でしかない。したがって、次節で述べる第一国立銀行の創立による影響も、第一国立銀行への国庫金出納の移行が大蔵省為替方に限定して行なわれ、府県為替方あるいは各省庁為替方が依然三井の支配に委ねられていた限りでは、府県出張店の公金取扱には必ずしも及んでいないのである。むしろこのことよって、府県出張店における府県為替方業務は、単一化された為換座三井組の組織に位置づけられたといえよう。

(1) 「井上侯建議要項」四 三井文庫所蔵 W二一―一。なお以下について詳しくは、拙稿「国立銀行制度の創設と府県為替方」(『三井文庫論叢』第二号)二〇三ページ以下を参照のこと。

(2)(3) 「公用諸願伺届録」三井文庫所蔵史料 本一三〇四。

4 府県出張店の開設

明治五年四月、為替方三家から提出された三府七二県への出張店設置の状況を示す届書では、三井はわずか五県に既設しているにすぎなかった。しかしこの後出張店の開設は急速に増加している。第六表は三井組の支店・出張店を表示したものである。所在地は関東・近畿を中心に北海道、東北、山陽、山陰とほぼ全国的に拡大し、とりわけ東海地方に多くの出張店が集中していることに注目される。これらの出張店は、三井銀行創設の際、同行の重要な基盤をなした。同時期の第一国立銀行は大阪・横浜・西京・神戸に支店を設けてはいても、大阪を除いてはその営業は微々たるもので

開設時期	県出納他御用取扱(開始年月)	三井銀行開業時等級
明治 年 月		本店
5. 1	開拓使(5年1月)	1等出張店
		3 "
6. 3	宮城(6年2月)出納寮出張所御用取扱	1 "
6. 3	水沢(6年1月—9年4月宮城県合併)	(9年5月廃止)
6. 3		(8年9月水沢店合併)
6. 3		
8. 9	青森(8年8月)鎮台	2等出張店
8. 1	福島(7年12月—8年12月免)	(8年3月廃止)
5. 5	新潟(5年3月—7年12月免)	(8年2月廃止)
5. 8	木更津(5年5月)	2等出張店
	茨城(8年8月)	2 "
5. 8	新治(5年5月—8年5月茨城県合併)	3 "
		3 "
5. 5	静岡(5年5月—9年6月免)	(9年5月廃止)
	神奈川, 税関電信寮他	2等分店
	大阪府, 鎮台, 鉄道寮他	1等分店
5. 4	兵庫, 税関, 鉄道寮他	2等分店
5. 11	和歌山(5年10月)	2等出張店
	島根(7年12月)	2 "
7. 2	鎮台, 学校他	3 "
5. 7	山口(5年11月)	1 "
6. 1	山口(5年11月)	2 "
		3 "
8. 9	出納寮出張所御用取扱出張	3 "
		2等分店
5. 5	敦賀	2等出張店
7. 8	滋賀	2 "
	度会(5年5月)	2 "
6. 7	度会(5年5月)	3 "
5.	三重(5年5月)	2 "
6. 1		(9年5月廃止)
		(9年5月廃止)
5. 5	愛知(5年4)	1等出張店

為換座三井組の成立と展開（岩崎）

第6表 三井組店舗一覽表

店名	所在地
東京函館	東京府第1大区5小区駿河町5番地 渡島国亀田郡第2大区5小区函館内潤町1丁目1番地
札幌宮城	宮城県下陸前国仙台大町4丁目1031番地
水沢	水沢県下陸前国水沢登米町寺地町
一ノ関	陸中国一之関町170
石巻	宮城県下陸前国石巻本町36番地
青森	青森県下陸奥国津軽郡青森米町
福島	
新潟	
千葉	千葉県下下総国第1大区3小区千葉吾妻町1丁目290番地
茨城	茨城県下第1大区1小区常州茨城郡水戸南町291番地
新潟	茨城県下第10大区1小区常州新治郡土浦大手先西側700番地
下妻	茨城県下第6大区9小区常州真壁郡下妻三道地町464番地
静岡	静岡県下第4大区5小区駿州静岡本町1丁目
横浜	神奈川県下第1大区1小区武州横浜海岸通1丁目
大阪	大阪府東大区第12区高麗橋通2丁目組9番地
神戸	兵庫県下第1区2番組摂州八部郡神戸西本町
和歌山	和歌山県下第1大区2小区紀州和歌山本町2丁目13番地
島根	島根県下第1大区出雲国松江本町
広島	広島県下芸州広島塚本町
山口	山口県下第1区长門国豊浦郡赤間関西南部町1169番地
山口	山口県下第2区周防国吉敷郡山口田町659番地
長崎	長崎県下肥前国長崎東浜ノ町
小倉	小倉県下肥前国小倉宝町3丁目 近藤致誉方
西京	下京第3区新町六角下ル六角町355番地
敦賀	敦賀県下越前国敦賀西浜町
大津	滋賀県下近江国大津小唐崎町
松山	度会県下勢州飯高郡松阪本町47番地 度会県下勢州度会郡山田岡本町
津	三重県下第8大区1小区勢州安濃津郡津京口町9番地
四日市	三重県下第1大区1小区勢州四日市
上野	三重県下伊賀国上野東町49番地
愛知	愛知県下第1大区4小区尾州名古屋大伝馬町11番地

開設時期	県出納他御用取扱（開始年月）	三井銀行開業時等級
	岐阜（6年7月） 愛知	3等出張店 2 "

あったといわれている。それは同行が主として三井・小野両組の既存の組織に依拠するところが多かったためでもあるが、コルレスボンデンスも少数の地域に限られていた。⁽¹⁾これと比較するとき、全国にまたがる三井組の為替網は極めて強い機能を發揮しえたと思われる。

これらの出張店は、府県為替方の設置を契機として設けられた。すなわち前項でみたごとく為替方の出張先である県為替方として租税金の送納あるいは公金出納に介在して多額の公金を取り扱う。しかし府県出張店は、出張店本来の商業活動が府県為替方業務と表裏をなしたところではじめて資本蓄積の有力な基盤となりうる。これら支店・出張店の営業状況については別の機会に検討するとして、ここでは下関出張店を例に府県出張店開設の事情をみることにしたい。

為替方三家の届書によれば、山口県は三井組の出店予定に含まれていた。しかし、この届書を提出した後、三家の間では権利獲得の競争がはじまる。それは山口県においても例外ではなかった。山口県参事中西芳長の大蔵省宛伺によれば、まず「島田八郎左衛門代吉田忠造、徳谷安兵衛ト申者罷越」、「当県下エ出店御用相動度」旨を出願、県はこれにたいして出店のみを許可し、「為替取扱之儀ハ大蔵省より御沙汰次第追而可相達」と答えている。さらに小野組からも同様の出願が行なわれ、小野側は「県下諸商人其外為替取扱ヲモ仕度、県下判座大黒屋六兵衛ト申者兼々内証申合置候趣」であったという。県は小野へ「御用申付候ハ、上下之弁利相叶、別テ都合可然哉」としているが、山口県の為替方はその後に出願した三井組へ命じられることになった。

さて、明治五年八月「長州下ノ関へ為換座出張所取建候ニ付、規則約定書」として次の取りきめが行なわれている。⁽³⁾

第6表つづき

店名	所在地
岐 阜 橋	岐阜県下第1大区2小区濃州厚見郡岐阜米屋町 愛知県下三州豊橋本町

長州下ノ関へ為替座出張所取建候ニ付、規則約定書取極候廉左ニ

一貸付金并為替金之為備金之儀ハ、巷ヶ年六朱之割合を以正月七月ニ季勘定之上元方へ利足相備可申事

一右備金之内不始末之儀有之不足相立候節ハ中尾方ニ而相償可申事

一荷物引当貸并荷為替貸等目違ニ而貸渡或ハ見込違ニ而損亡有之候共、出張所ニ而償可申事

一備金ニ而若不足之節ハ東坂神三座へ為替手形を以請取可申、并為替金共振出し之方ハ年扨割之利足を以互ニ帳

合致置請渡可致事

一荷為替貸付之儀ハ別紙規則書之通り互ニ扱可申事

一出張所元金利足諸入費并諸往返入用共、出張所益金之内ハ相賄、惣差引残半高元方へ相納、残り半方ハ出張所

取扱為手数料中尾方ニ請取可申候事

一貸附金へ中尾方手金差加へ候節ハ利足同断、益金共金高ニ応シニ季勘定之上受取可申事

一諸帳合同聊附落無之様入念扱可申、尤元帳ハ日記帳出来置元方役之者見廻リ候節ハ巨細ニ相訳リ候様致置可申

事

一出張所元方役目代之もの月給手当之儀ハ元方ハ差出可申、出張中日々賄ハ出張所持之事

一為替手形并預り金等手形之儀ハ両印を以差出可申、必扨判ニ而扱候儀ハ堅ク不相成事

一大金之分取扱候節ハ已前元方へ通達および承知印相済之上扱可申事

一文通之儀ハ月六度相定置扱之廉及通達可申候事

右之通規則を以今般約定取究候儀相違無之、然ル上ハ夫々御規則通堅相守手違無之様相勤可申候、万一不取締之

儀ニ付金子調達出来兼候節ハ私共家蔵共差出し、御差函通可仕候、為後日証文入念申所仍如件

長州下ノ関

中尾太助

三田政七

東京

為替座

御元方中

右約定書相違無之候也

大元方

斎藤純蔵

三野村利左衛門

永田甚七

今井友五郎

三野村利助

右の約定書は、長州下関の商人中尾太助・三田政七から東京為換座元方へあてたもので、大元方の斎藤・三野村らが奥印を付している。三井組が山口県下に出張店を開設する際、他の多くの場合と同様に、三井組が直接開設するのではなく、その土地の商人を利用して彼らを三井組の組織に組み入れることが行なわれている。右はそのための約定書である。その後同年一月頃の史料では三田政七の名は消えて、代って石川良平なる者が登場している。中尾、あるいは石川がどのような者であったかは詳らかではないが、いづれにしても地方的な流通機構に介在している商人資本であることが推測される。大蔵省は府県為替方設置の伺いの中で、「為替方をも一応相糺候処、現今庁下へ三井小野両店之出店有之候分も多分有之、未出店無之土地と雖も従来取引之商店等有之候義ニ付、為替取組之義一切差支無之旨申立、勘考候処出店有之候土地ハ勿論之義にて、未だ出店無之土地は三井等兼て取引之商店へ約束を結、為替方出張所之名義を以て三井其外と或る商店との約束に於ては為取扱候得は、其設簡易にして其功許多と相考申候」と記しているが、山口県の場合⁵はこれを全く同様の方法によって行なわれていることを示している。いわば三井組らの中央に蟠踞する特権的商人は、

このような方法によって地方的商品流通機構への侵透を図ったのである。

このような方法で開設されたことによって、三井組下関出張店の経営は、はじめ三井組および中尾・石川三者の組合によって維持された。三井組は下関店の備金として一万五〇〇〇円（利率年六朱）を融通、また中尾は貸付差加金へ五〇〇〇円（年六朱）を支出している。したがって利益金の処分方法も「出張所諸入用差引、全益金之分三ツ割ニ致シ、三井・中尾・石川、右三家ニ而配当致シ可申」と定められた。しかしこの規定は間もなく改められ、六年六月の決算では利益金の五歩を店積金とし、残りを三井組四割、中尾・石川各三割の比率で配分している。

このようにして開設された三井組下関出張店は五年一月山口県へ租税上納金を為替御用取扱方を出願、同月五日付で許可された。また六年一月には山口出張店が開設されている。山口県下へ進出した三井組は、下関・山口両地において公金出納と「為替金并荷為替・貸付」とを開始、広汎な活動を展開する。そしてこれが為換座三井組の有力な蓄積基盤となるのである。

- (1) 拙稿「政商保護政策の成立」(『三井文庫論叢』創刊号)二二一ページ。
- (2) 「会社全書」(『明治前期財政経済史料集成』第一五巻所収)七四ページ。
- (3) 三井文庫所蔵史料 統一一二／四。
- (4) 「井上侯建議要項」(第一原写本) 四 三井文庫所蔵 W二一一。
- (5) 三重県の場合も同様の事情で行なわれている。拙稿「国立銀行制度の成立と府県為替方」(『三井文庫論叢』第二号)二二七ページ参照。
- (6) 三井文庫所蔵史料 追一六五六／一。
- (7) 明治五年「大蔵御省伺願留」三井文庫所蔵史料 本六四二／一。

四、三井組の展開

1 第一国立銀行の創立と為換座三井組

為換座三井組が、その本来の業務に加えて政府関係機関の公金出納を併せ行ない、しかも大蔵省為替方（いわゆる為替方三家）に依拠していた国庫金出納方式の改変が進められる過程でこれの為換座への移行が考慮されたことは、明治四年七月の「廉書」にある「真成之銀行」にたいする大蔵省首脳の期待が奈辺にあったかを示すものであろう。すなわち伊藤博文によって「全国民力に因て進退するの遠謀無之、政府丈之會計を謀り、人民の興廢には関係せざる之策」と批判されているごとく、井上らの銀行構想は、「国計急促之際」における政府財政の確立を第一義的に意図したものであった。いわば、巨大な三井の資産と信用に依拠しつつ、政府のために国庫の収支をとり扱う、政府のための金融機関としての中央銀行の設立を意図したものと見えよう。これが廢藩置県と時を同じくして打ち出されたものであることに注目したい。

しかし、この構想の具体化である三井による金券の発行は正院の認可を得ながらも、伊藤の反論提起によって変更を余儀なくされた。明治四年九月、大久保、井上、伊藤ら大蔵省首脳による銀行設立問題にかんする会談が行なわれ、席上伊藤の強硬な反論に遇い、三井の出願は見合わせられることになったのである。こうして銀行設立問題は、伊藤・吉田のいわゆる銀行論争の後、井上の裁断によって伊藤案による「紙幣会社」設立の方針が採択され、一応の結着をみた。しかしこの論争の終結は、基本的には伊藤案にせいながらも、両案の妥協的解決である性格を強くしている。三井金券発行が、為換座三井組にたいする二種の正金兌換証券発行の委嘱によって実質的に復活されたことは、その妥協の最も重要なもの一つであった。そして国庫統一の課題は、大蔵省為替方を第一国立銀行に移行させることによって実現が

図られていたことは、すでに前稿において述べた通りである。したがって大蔵省首脳が意図し、また三井みずからも期待した為換座三井組を銀行に展開させる構想は、これによって重大な変更を余儀なくされるにいたったのである。次には第一国立銀行の創立問題が為換座三井組、ひいては三井全般に及ぼせる影響について考察を加えることにしよう。

銀行論争の終結後、大蔵省は明治四年一二月一八日付で渋沢栄一を紙幣頭に任じて、草案の編成にあたらせた。草案は翌五年五月末ごろまでに成案、六月一七日付で正院に上呈された。そして八月五日「伺之通」裁可を得て一月一五日付で「国立銀行条例」として公布されるにいたる。この間ほぼ一か年を要したわけである。

大蔵省は、銀行条例の編成と並行して、三井を新たな銀行制度の中核に据えるための働きかけを行なった。すでに述べたごとく明治四年九月一八日の大蔵省指令は、三井金券銀行構想の挫折以後においても三井を「真成之銀行」たらしめる期待に変わりがないことを示しているが、井上らは三井同族の子弟に銀行業習字のための洋行を勧告、ついで五月一月三井の首脳部にたいして銀行を創立して金融業に集中するための措置として呉服店の分離を指示している。この時期の井上らの構想は、依然として三井単独での銀行設立にあり、為換座の「銀行」化が意図されていたとみられよう。五年三月段階での国庫金出納機構の改組の過程で、公金取扱業務面への為換座の進出が認められるのも、これを反映していると思われる。しかし、銀行条例の草案編成がほぼ煮つまったと思われる明治五年四月ごろから、三井・小野両者の合資による銀行創立案が提唱され、両組にたいする強硬な勧誘がはじまるのである。

明治五年四月一五日、渋沢は三井・小野両組の首脳部を招いて「一同へバンク開方御内話」を行なった。ついで五月二一日井上みずから両組にたいして次の如く恫喝を加えたのである。³⁾

今十字井上大輔様江罷出候処、御奥へ御通之処、渋沢様 吉川様（芳川領正、紙幣権頭―筆者注）御立会之上井上様々御談ニハ、三井・小野不和之処、熟和ニ相成候由、右ハ不和和生シ候も吾人之心、亦熟和致スも吾人之心故、其吾人が心ニ叶ハヌ事有之事ハ又不和生スヘ

し、依之此度之和熟衷心とは不被存、素より我等共三井・小野不和又ハ熟和等相構ひ候訳も無之候得とも、政府の御用相勤居候事故、若三井・小野不和より事起り、御用向ニ相拘り候儀出来候而ハ政府之損毛ニ相成候ニ付、不得止ムラ彼是と申事ニ候、乍併無程バンク相開候上ハ、是迄之諸御用取扱向相免レ候間、左候得ハ三井・小野不和熟和とも聊此方ニ相構ひ候儀無之ニ中略一又ハバンクを取建組合候ニも、互ニ身代も相心得候上組合候得ハ宜候得とも、只々融通之致合ニ而ハ、有金敷預り金敷も不相分、若借り入、預り金等ニ而貸主預ケ主ヲ取付候節、如何可致哉杯と被仰候

三井・小野両組は、この時期の經濟界における二大勢力として対峙していた。しかも府県為替方の特權獲得をめぐる競争にせめられているごとく、両組の勢力拡大は地方においても鋭い対立を醸成していた。しかも、それぞれが銀行創設の計画を有していることから井上らが提唱した共同銀行設立案には容易に首肯しかねたことは云うまでもない。しかし大蔵省が敢えて合同を強請したことの背後には、創設される銀行を両組の合同によって強力ならしめるばかりでなく、両組が支配する大蔵省の公金出納ニ大蔵省為替方の業務をこの銀行に移行させようとする意図があった。恫喝に屈した両組は、五年五月二十七日ついに共同銀行設立に同意し、国立銀行条例草案が正院に上呈された翌日、すなわち六月一八日付で銀行創立願書が紙幣寮宛に提出されたのである。

三井が合併にふみ切った理由は、新設の銀行に大蔵省の官金取扱業務が移される見込みが明らかになったからにはかならない。大元方内番状は、「此方小野同道、度々御同所（渋沢一筆者注）へ出張、御規則等迄御内々拝見いたし候処、大蔵省御用向一般バンクへ被仰付候御規則ニ付、合併之儀御断申上度候得共、左候てハ御本省御用向ニ相放レ候次第、無是非此方小野合併、セ舟万両（二〇〇万兩一筆者注）之バンク相建可申（一）と内情を記している。為替方の再編成にとまなう官金取扱の停止は、三井・小野にとっていわば致命傷ともいえるものである。したがって大蔵省は、これを切り札として恫喝を加えたのであるが、大蔵省にとっても両者の合同は、国立銀行条例の成否を決するほどの大きな要素であった。そのため、両者の合同による銀行設立に際して極めて重要な「妥協」が行なわれていることに注目しなければなら

ない。大蔵省は、国立銀行条例が正院で裁可されると同時に為替方を廃止し、三井小野組合銀行に大蔵省の出納事務を移した。これは両組による銀行設立を前提とした為替方再編成の意味をもつ。そして第一国立銀行の発足とともに「大蔵省第一国立銀行金銀取扱規則」が制定されて、大蔵省の官金取扱業務は同行に移された。したがって三井小野組合銀行は同行に吸収されるが、組合銀行によって扱われた大蔵省以外の政府関係機関の公金取扱は依然両組取扱として小野組の破綻に至るまで継続している。しかも、府県為替方は、「大蔵省金銀取扱向トハ自ラ異同有之、全難照準趣モ有之⁽⁵⁾」として、これら各省庁の為替方業務とともに前期的特権商人の支配のもとに温存されるにいたったのである。

三井組においては、明治五年八月五日の為替方廃止にともなうて、これら公金取扱業務は為換座に集中された。御用預り金は三井組の運用資金のかなりの部分を占め、以後における三井の資本蓄積の重要な基盤を構成するにいたる。

- (1) 「井上侯関係文書」六 三井文庫所蔵 W四一六二〇。
- (2) 拙稿「国立銀行制度の成立と府県為替方」(『三井文庫論叢』第二号) 参照。
- (3) 東京大元方「日記」三井文庫所蔵史料 本七三五、「稿本三井家史料」高福 一八〇七ページ。
- (4) 「大元方内番状留」三井文庫所蔵史料 本六二三、「稿本三井家史料」高福 一八三二ページ。
- (5) 『明治財政史』第四卷 二五ページ。

2 三野村利左衛門への家政改革委任

第一国立銀行の創立によって、三井は大きな影響を蒙った。東京海運橋兜町に落成した新館は第一国立銀行に譲渡することを強請された。ここは大元方・東京元方・御用所・両替店を統合して、三井の新たな中核となるべき場所であった。そのため三井では、あらためて駿河町両替店の隣地、旧呉服店の跡へ新館の建設を始めねばならなかった。

しかも明治六年二月には、大蔵省から「従前為換座ニおるて取扱御用向、都而第一国立銀行ニおるて取扱可申、就而

ハ為換座之名儀可相廢」との指令を受け、部内にたいして「最初為換座被仰付候節、追而ハ銀行可致設立旨被仰付有之、今般銀行設立ニ付而ハ被仰出候間、此段相心得可申」と通達されている。⁽¹⁾以下に掲げる書状は、この通達を受けた大阪為換座側の失望と不満をさらけ出している。

一為換座之名儀御廢止、造幣寮之諸般銀行へ相渡候儀、是到然之御都合、不得止事時トハ乍申、一昨年来千万御苦行ニ而、世間一般光輝日新盛大之御美名ニ候処、今度右様之御次第、不数成小生共も血涙歎愁無量候、何ト歎此耻ヲ雪候御良計も候ハ、教導奉願候、差当り当座ニ不限為換座ノ名称ヲ廢候時ハ、只三井組ト而已唱候哉、何ト歎名称之一廉無之而ハ如何敷奉存候、為換店ト申歎、店ノ字座ノ字形ニ似寄候得ハ用可然哉、何分是等之儀ハ是ト不同候共、御賢評御下知可有之奉存候得共、寔ニ堅城解瓦之心持ニ而苦心焦慮、只々周章之余愚純御尋問申上候、速ニ最期之退口汚名ヲ消候御謀略御教授可被下候、恐惶以上

二月九日

西邑虎四郎印

齋藤純造様

三野村利左衛門様

為換座の名称を廢止することは、とりもなおさず為換座三井組が単独で銀行となる途を閉ざされたことであった。しかし、この時すでに従来の錯雑した營業店は東京大元方の統轄のもとで統一的な編成替えが進められていた。三井組は第一国立銀行創立の影響を蒙りながらも、残された官金取扱業務を一つの挺子として転換を試みた。とくに府県為替方の設置を媒介にして増設された府県出張店は、三井組の新たな資本蓄積の基盤となった。これらの出張店組織の全国的拡大を通じて、三井は新たな展開の可能性を捉えたといえよう。明治六年四月以後に行なわれた改革は、一方に第一国立銀行の存在をふまえつつ、地方組織の拡充の上に立った大元方制度の確立が意図されている。そしてここでは、三野村利左衛門にたいする三井家政の全権委任という異例の人事が行なわれたのである。

(1) 「大元方御状并無番状」三井文庫所蔵史料 本六八八乙、『稿本三井家史料』高福 一八七三ページ。

(2) 同右、前掲書 一八七五ページ。

明治六年四月六日、三野村利左衛門は突然辞意を表明した。理由は第一国立銀行の頭取助勤に専念するためであると述べている。以下は三野村が大元方に宛てた書面である。⁽¹⁾

以書付奉申上候

一 儀儀長々無辺之御洪恩を蒙り、無量之御深沢ニ浴し今日之安然を得候條、実ニ心骨ニ徹し感喜罷在候、何卒御洪恩之一端をも報し申度と専ら御当家之御為を相考へ、不敬をかへりみず身命をなげうち、忠勤仕候積ニ御座候へ共、何之寸効も相立不申、むなしく重役之席ニ列り候段実以愧入候義ニ御座候、何分ニも當時勢ハ中々私共之不才ニテハ愚意ニ及ひかたく、日夜夫而已心配罷在候、然ルル如今般第一銀行開業ニ相成候ニ付、私共生不及頭取助勤相動可申候ニ付、尤以大業之事故彼是諸方之事ニ關係難仕、且御当家名代役之銘義有之候而ハ万端銀行之御趣意ニ差支、不都合ニ御座候間、旁以此度名代役返上仕、更ニ銀行頭取助勤限と相成申し度奉願上候、然ル上ハ何分銀行用向多端之事故、当店中之諸事ハ中々差図致候義難出来候間、何卒店々一同と申合、御家名永統致候様御尽力有之度奉願上候

一 大元方之義ハ名前無之候共、大事件之節ハ出頭仕、及ふ丈ケハ相談仕候事も可有之候事

一 名代役返上仕候とも、猶御店内之義ニ付万端御為筋ニ相成候様、乍陰心掛可申候事

一 今般退役仕候共、東京・大坂等從來不適當之義有之候ニ付、規則相立改置仕置候間、都而右規則を以て御所分被成、人物を相撰為扱、大元方ニ於て御所置可被成候事

一 今般退役仕候ニ付而ハ、此後店内都而所置見込之処、乍愚存認置申候、

一 東京・大坂共、店内一統和熟不致而ハ万事所置相行レ不申候間、重役初メ店内月々會議を結び、何事ニよらず打明相談可致候様大元方ニ於て精々御世話被成、重役中更ニ隔意無之様御注意可被成、此義御家政之専ら眼目ニ御座候、

一 當時勢ハ御承知之通万事知恵競へ之時節故、御主人方始メ重役中とも断然旧風を除き、一際御奮発御所置無之而ハ四方強敵之御家故、御家之大事ニ相係り候間、何分御勵被成、諸事御注意可被成候事、

一 御家ハ是迄之御有名ニ相成候間、万事小胆未熟之所置無之様注意いたし、且御上を怨ミ、他人を妬ミ、人を誘り等之事、堅ク相禁し、銘々本業を一途ニ相勵ミ、人ニ不被取よふニ注意可致旨、大元方ニ於て而月々申聞有之候様可然奉存候、

一 店内惣人備并役人ハ、是迄規則相立夫々所置仕置候得共、此後追々減人いたし、小人数にて手堅取扱可申方肝要と奉存候、

一當時ハ御上御役人方之御談しハ、都而定木ニ不相成、又心切らしく申ものハ決而油断不相成候間、我身之外身方無之と相心得、銘々一途ニ本業を專ニ相励可申事

一諸御用出納ハ丹誠を尽し今日ニ至り候事故、猶此上粉骨いたし、之を御家之本業とし殊更大切ニ致シ、仕来之通取扱、他人江被相取不申様注意可致候事

一諸御役所御用之義ハ都而其頭御役人御老人之御存意ニ而御所置有之候事故、其辺相心得、始終御所置振相變候間、能々注意いたし相勤可申候事

一懸引役之義ハ御家身代之心柱ゆへ能々人物を撰ミ、身命ヲ抛、我身代と相心得、奮発尽力致候ものを相用ひ可被成、手ぬるくうかつなるものハ當時勢ニハ人氣ニ合不申、決而御用不被成様可致候事

一各地出張先之義ハ取扱向殊更手堅取締可申、何分隔遠之地故不都合之義出来やすく候間、大元方并懸引役之内申合、精々取締、時々見廻検査可致と存候

一原野之所ハ後日之為ニ御座候間、私共一手にて扱可申事

一鉦山之義ハ此未多分利益可有之と存候間は迄之通り店にて扱候義可致と存候

一横浜石庫之義ハ深き所存有之買求候得共、彼是内論も有之候様子、右ハ店表ニ而所置致兼候得ハ、何方へニ而も譲渡可致候事

一今般駿河町普請取掛り候得共、是又彼は異論有之候様子、店表ニ而持兼候義ニ候得ハ如何様とも所置可致候事

一諸方之損分ハ一同申合、四五年之内相償ひ候目途を立、手堅ク取扱、此後余り手広ニ不致様可然存候

(中略)

右心得候見込之処粗書連置候得共、此後当然之御所置ハ臨機之御沙汰有之度候、固より猶改革之所存も御座候得共、只今之処ニ而ハ先々比辺之事歟と被存候、猶此上妙案を以可然御所分可被成候様奉願上候 謹而申上ル

明治六年四月六日

大元方御中

三野村利左衛門 ㊦

ここには、三井と明治政府とのつながりについての興味ある見解が語られている。三井を権力に癒着させる上で最も

大きな役割を演じた三野村の発言であるだけに、われわれの関心をひく。第一国立銀行が創立されて以後三井が進むべき方向を、三野村は御用方¹の公金取扱を中心に据えた経営に求めているのである。

しかしここに表明されている辞意は真意ではなかった。右の書面が提出された翌日、斎藤純造・永田甚七は連名で三野村の辞職を翻意させることを八郎右衛門以下の三井同苗に建白している。ここでは「御用所起立并御一新以来大藏省始諸御者々同人周旋を以今日之盛大ニ立至り候儀、既同人之勉力ニ在之、然ルニ此度退役と相成候時ハ他見甚危殆を生し、取引手狭ニ成行、忽瓦解之端ヲ醸候事眼前薄氷之大事と奉存候」と、三野村の功勞と彼が三井にとって欠くべからざる人物であることを述べ、「別宅、支配、目代席ニ至迄心服取糺し」した上でむしろ「同人江御家政進退、悉皆御委任被為在、執事之印形被仰付」べきであると主張している。²

三野村は、東京大元方設立と同時に五年一月大元方執事役に就任、斎藤純蔵に次ぐ位置にいた。執事役は、明治五年の大元方規則によれば「主人ニ可代ル、当家之守第一之役人、大元方之基礎、総手代共之長也、家政を預り万事致差配可申候、同苗并店々共一家之為方相考、見聞之次第総轄役・管轄役江及内談ニ、可致取計候、右様重キ役柄之者ニ候得ハ諸事ニ付思慮可致勤弁」とされている。³事実上の実権者と云えよう。店限りの中年奉公人として三井入りをした三野村がこのような地位に就くのは、三井家においては類例のない昇進であつた。しかもその強引な手腕からいっても、同族・旧來の手代あるいは部内の保守派からの反撥を受けるのは当然である。したがって、三野村の辞意表明は、これらの抵抗を庄殺するための筋書とみられよう。こうして四月廿三日三野村は三井同苗から「自家本分之營業筋ハ勿論、同苗共及総手代共進退黜陟ハ内事細務ニ至る迄一切」の権限を委任されたのである。⁴

しかも、この委任状の交付をめぐる動きには、井上馨・渋沢栄一ら大藏省官僚が介在していることに注目したい。これより先、明治六年三月三野村は、井上・芳川顕正（紙幣頭）に随行して京阪神地方に出張したが、この時「各所店々

ハ不及申、大元方改正筋、銀行創立内規則、同苗各地出張向等悉皆同人江御申付⁽⁵⁾」られている。さらに四月一七日には井上から八郎右衛門、三郎助、次郎右衛門、篤二郎ら三井同苗の主だった四名および斎藤・三野村以下一四名の手代にたいして「可申談儀有之候条、今午後四字無相違拙宅可罷出候事、自然病氣タリトモ押而出頭有之度⁽⁶⁾」と指令されている。これらの動きは、委任状交付問題との直接的関係は断定出来ないが、第一国立銀行創立にともなう三井の改革にたいする彼らの干渉を示していよう。三野村に委任状が交付される際には渋沢栄一が臨席した⁽⁷⁾。渋沢へは、三野村のいわば後見人として「同人之処務監視之義」が三井同苗から依頼されている⁽⁸⁾。いわゆる三野村の改革は、このようにして井上ら明治政府高官の干渉と支持のもとに進められた。ここには、三井をして明治政府が期待する姿に転換せしめようとする意図が働いている。

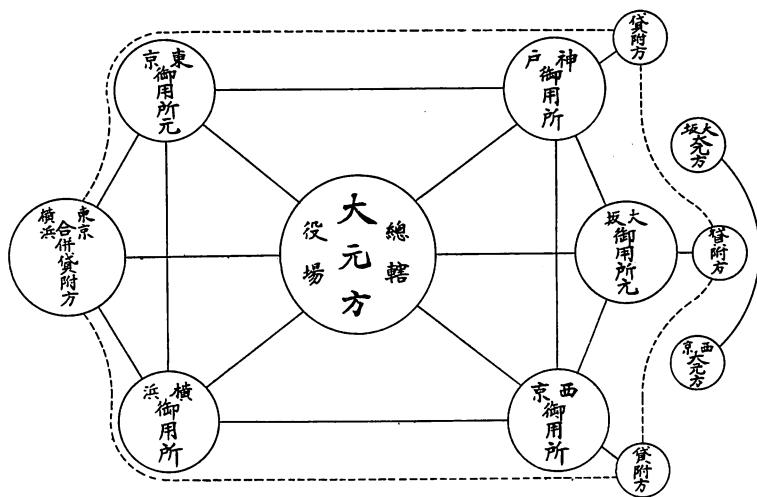
- (1) 三井文庫所蔵史料 追一六七六／一。
- (2) 同右 追一六七六／二。
- (3) 同右 本四七三、『稿本三井家史料』高福 一七二六ページ。
- (4) 同右 本二二四四、前掲書 高福 一九一三ページ。
- (5) 「大元方御状并無審状」同右 本六八八、前掲書 高福 一九〇七ページ。
- (6) 東京大元方「日記」同右 本七三五、前掲書 高福 一九〇四ページ。
- (7) 同右、前掲書 一九〇九ページ。
- (8) 三井文庫所蔵史料 追一六七六／六。

3 御用所の成立

三野村が家政改革の全権を委任されたあと、各種の規則類が「大元方 三野村利左衛門」の名儀をもって相次いで発せられた⁽⁹⁾。明治六年五月のこれらの規則書類は、人事異動をともなう御用所の組織改正を中心にして構成されている。

為換座三井組の成立と展開（岩崎）

第2図 明治6年改革における三井組機構図



る。ここでいう御用所とは、為換座の名称が廃止されたことにもない、新たに旧為換座、両替店、御用所等を統合して生れた三井組の営業店の名称として使われたもので、幕末期以来の御用所（東京・横浜）とは一応別個のものである。明治六年の規則では、御用所は東京・横浜・大阪・西京・神戸の五か所におかれ、東京御用所あるいは大阪御用所などと地名を冠してよばれた。東京・大阪を御用所として東京御用所は東京・横浜を、大阪御用所は西京・大阪・神戸の三か所をそれぞれ管轄した。松阪店は一時御用所の名称を使用したこともあったが、ここでは「松阪之義ハ今般別ニ相立候間、何事も御用所同様ニ心得可申候事」とされている。為換座の名称廃止以後の各店の名称を御用所としたところに、公金取扱を営業の基盤に据えようとした三井組の姿勢が示されているよう。

ところで、第二図⁽³⁾は、明治六年五月の諸規則によって打ち出された大元方と各御用所の組織改正の機構をあらわしている。図によれば大元方総轄役場（東京）を中心にして各地の御用所が配列され、御用所のそれぞれには「貸付方」が付属（ただし東京・横浜は合併貸付方となっている）している。前掲の第一図⁽⁴⁾と比較すれば、

ここでの三井組の組織は一層簡略化していることがしめされている。しかし、それは単なる簡略化ではなく、営業店組織の統合と、大元方の統轄の機能がより一層強固となつてゐることを反映しているとみるべきであらう。以下では、このような機構図として表現される三井組の構造について検討しよう。

(1)(2) 三井文庫所蔵史料 本二二四四。

(3) 同右 本二二五五、『稿本三井家史料』高福 一九三〇ページ。

(4) 本稿 八六ページ参照。

明治六年五月の規則書の一つである「大阪御用所懸役配改正」には次のような規定が含まれてゐる。⁽¹⁾

一 諸出張先之儀ハ元締掛之もの都而見廻リ可申候事

一 諸方出張先并御役所向出納取扱之義ニ付、他家合併ニ而取扱之儀堅不相成候事

明治五年以後各地に設けられた府県出張店は、東京・大阪をはじめとする各御用所を拠点として管轄されていた。例えば大阪は、和歌山、下関、広島などの各店を管轄し、各地出張店の損益は大阪御用所の損益計算に含まれていた。各出張店が分離して独自の損益計算を行なうのは、ほぼ、明治七年秋季以後である。これらの各出張店は所在地の県庁等の為替方として公金取扱を業務としていたが、『三井銀行八十年史』の指摘によれば「三井組時代から各地に置かれた官金取扱のための出張店は、いっさいの貸出業務を禁ぜられてきた——中略——各出張店は、ここ（明治九年一〇月納税資金荷為替取組の開始を指す—筆者注）にはじめて貸付業務を開始した」という。⁽²⁾ この指摘は、三井組の府県出張店の性格を理解する上で重要な意味を持つ。なぜならば、府県出張店は貸付・荷為替業務等の信用供与を主とするその本来の営業活動が、府県為替方としての公金取扱業務と有機的に結合したところではじめて三井組の有力な蓄積基盤となりうるからである。この点を明らかにするため、まず明治六年四月に定められた府県出張店規則から検討を加えることにしたい。⁽³⁾

府県出張店ハ都而東京元方之指揮を受、其御庁之諸出納を取扱もの也、今之を設立するに付大元方ニ於て制定したる条

々左之如し

- 第一条 御用金銀出納ハ大切ニ可取扱ハ勿論、日々其出納を明瞭ニ簿記し且正算いたし置可申候事
- 第二条 御用金銀出納ハ都而甲乙を以て其都度々々其掛御役員之小印を請置可申候事
- 第三条 御預金之儀ハ出張店へ積置候而自然不都合之儀出来候而ハ不相成儀ニ付、大凡御斤御入額之計算を願残余遊金之分ハ不残
- 第四条 東京元締江相廻度旨を願立、其処置ニ取斗可申、尤御斤非常入用之節ハ早速元締より差立御用差支無之様取斗可申事
- 第五条 各地為替取組候節ハ其先地江急便を以て其由報告いたし置可申候事
- 第六条 金銀運搬之節ハ其持人を先にし後ハ附添ひ無油断守護往返可致候事
- 第七条 出張店ニ於て仮令如何様之引当もの有之候とも決而貸附金ハ不相成候事
但し慥なる為替并に荷為替等ハ篤と検査之上取扱可申、尤も蒸氣船積荷物ニ相限可申、決而日本船積荷物ハ引受申間布事
- 第八条 出張店ニ於而ハたとひ些少之事たりとも決而商法筋ハ一切不相成候事
- 第九条 出張店ニ於てハ如何様之人にても証文にて金銀貸渡候儀ハ不相成、又入魂依怙之処置等堅いたす間布事
- 第十条 出張店ニ於而職工作業之功を興し、或ハ其株主と相成候義ハ不相成候事
- 第十一条 出張先見廻之者ハ時々無怠夫々見廻り、出役之者之勤惰を監督し、不取締無之様注意可致候事
- 第十二条 重大緊要之事故ハ都而東京元締へ相詢り差図を得て取扱可申候事
- 第十三条 一六之日を出便日と定、金銀出入有金高并ニ諸相庭等計表を以東京元締へ報告いたすへき事
- 第十四条 出張店ニ於而年兩度勘定之節互ニ為替取調計算表を以て通告可致候事
- 第十五条 御役員方御用外之儀ニ付如何様之御談有之候とも金銀ハ固より何事ニ寄らず承印を押候儀ハ堅く不相成候事
- 第十六条 出張店日々之賄、其他諸雜費ハ其店多少之益金も有之且御斤御手当金御下渡候ニ付其内にて相賄可申、猶不足之分ハ東京元締へ相渡可申候事
- 第十七条 出張名代目代等月給ハ東京大元方相渡可申、日勤方以下出役先にて召抱候手代等月給ハ出張店へ相渡可申候事
- 第十八条 諸往返旅費ハ其規則ニ照し出張店へ相渡可申事
- 第十九条 出張之者ハ諸事都而篤実鄭重ニ取扱、決而高慢浮薄之処置有之間布、且衣服身廻等華美ニすぎ候様無之様可致候事

第二十條 出張店ニ於而酒宴遊興等相催候儀ハ決而不成候事

第二十一條 出張所々各地出張所江出向候節ハ、兼而相渡置候出張印鑑持參致可申事

右之件々確定候条一同確守従事可致もの也

明治六年癸酉四月

大元方 ㊦

右の規定は、明治六年四月の制定ではあつても三野村への委任状交付直前のものであり、五月に一斉に発せられる一連の規則とは、いささか性格を異にしていることに注意する必要があるが、基本的な考え方に變りはない。この規則においては『三井銀行八十年史』が指摘するごとく、第七・八・九・一〇の各条において貸付、商法筋あるいは「職工作業之功を興し、或ハ其株主」となることを厳しく禁じている。このような規定は明治五年一月に函館為換座を開設した際の規則書⁽⁴⁾にもみられるものである。いわば、この時期の府県出張店にたいする共通した規定とみられるであらう。

しかし、現実の出張店の營業状況においては、この規定とは矛盾した動きがみとめられるのである。これを下関出張店に事例を求めて検討しよう。

すでに述べたごとく、⁽⁵⁾下関出張店は府県為替方設置の指令によっていち早く開設されたが、この下関への進出は該地における在来の商人を通じて地方的流通機構の掌握を凶つたものであった。下関出張店は五年一〇月以降山口県の「租税上納金を替御用」命ぜられ、また同月には北国筋三県とともに山口県の買請石代納取扱を申請、一月一日付で認可されている。このように下関出張店は、公金取扱を行なう典型的な府県出張店とみられよう。第七表は、この下関出張店の明治五年九月以降、六年六月二いたる期間の勘定目録を表示したものである。

まず預り方からみると(第八表参照)、二二万九〇〇〇余円の負債総額の内、大阪元方からの預り金は八万三六〇〇円(三六・三九%)で、その四八%は利付預り金である。これは下関出張所の元建金ともいふべきもので、一万五〇〇〇円(利率年六%)と二万二〇〇〇円(同年一割)の二口からなっている。下関出張店の共同経営者である中尾太助は、五〇

為換座三井組の成立と展開（岩崎）

第7表 三井組下関出張店勘定目録（明治5年9月～6年6月）

預り方			貸方		
大阪元方預り	年6朱	15,000.000	貸付方		120,205.571
同	年1割	21,000.000	東京為替差引尻		28.125
中尾太助預り	年6朱	5,000.000			
副戸長預り	年8朱	1,200.000	売銅貨代り		8,591.100
大蔵省現金預り	年6朱	14,143.500	藩札両換替り		42,444.840
同貸付利付預り	年6朱	18,048.875	大蔵省現金上納		17,500.000
陸軍省預り		30,000.000	利足蔵敷立替かし		6,053.263
同		537.367			
同		700.000			
支庁預り		1,422.898			
大阪元方預り		47,597.519			
山口出張所預り		64,322.192			
買銅貨85,411貫文		8,541.100			
買米札679貫268文		50.000			
計		227,563.450			
			有金現物	金	26,297.696
貸預差引（延金）		2,152.244		銅貨	8,541.100
				米札	50.000
合計		229,715.694	合計		229,715.964

出典）三井文庫所蔵史料 追1656/1 により作成。

〇〇円の差加金として提出している。二八%をしめる山口出張所預りは三井組山口出張所の為替差引尻と思われる。これら内部の資金の外、下関出張店は大蔵省・陸軍省等より六万六〇〇〇円余りの預り金を有しているが、この過半を占める無利子の部分が、いわゆる公金預り金とみられよう。要するに下関出張店の運用資金は、大阪元方からの出資金、公金預り金、公的機関からの利付預り金によって賄われていたと云えよう。

これにたいして貸方の過半五二・三三%は「貸付方」となっている。貸方のうち比率の大きなものは、「藩札両換替り」（二八・四八%）、現金（一一・四五%）であり、「大蔵省現金上納」（七・六二%）とは払下げ屋敷代金の上納分である。したがって、資産の最も主要な部分が「貸付方」にあるといえるのである。この「貸付方」一二万〇二〇九円は三井部内か

第8表 三井組下関出張店負債構成 (明治5年9月~6年6月)

	預り金 (A)		内利付預 (B)		B/A
	円	(比率)%	円	(比率)%	
大阪元方預り	83,597.519	36.39	36,000.000	48.39	43.06
中尾太助預り	5,000.000	2.18	5,000.000	6.72	100.00
小計	88,597.519	38.57	41,000.000	55.11	46.28
大蔵省預り	32,192.375	14.01	32,192.375	43.28	100.00
支庁預り	1,422.898	0.62	—	—	—
陸軍省預り	31,237.367	13.60	—	—	—
副戸長預り	1,200.000	0.52	1,200.000	1.61	100.00
小計	66,052.640	28.75	33,392.375	44.89	55.55
山口出張所預り	64,322.192	28.00	—	—	—
合計	218,972.350	95.32	74,392.375	100.00	33.97
買延金	8,591.100	3.74	—	—	—
	2,152.244	0.94	—	—	—
総計	229,715.694	100.00	74,392.375	100.00	32.38

出典) 前掲第7表に同じ。

第9表 三井組下関・山口出張店損益計算 (明治5年9月~6年6月)

入方			出方	
	円	(比率)%		円
利足差引尻	2,996.394	61.86	馬関小払方	1,799.922
蔵敷料	1,233.989	25.48	山口小払方	891.394
出目徳	581.683	12.01	小計	2,691.316
為替打	28.995	0.60		
宿賃	2.500	0.05	当季利益金	2,152.244
合計	4,843.560	100.00	合計	4,843.560

出典) 前掲第7表に同じ。

らの資金量をはるかに越える額であることに注目したい。

また、この期間の利益金は二一五二円であるが、この損益計算は第九表に表示したとおりである。収入の過半は利足収入によってしめられ、蔵敷料がこれに次いでいる。利足収入は出入差引尻のみで収入総額は不明であるが、利付借入金にたいする支払利足を考慮すれば、利足収入はかなりの額に達することが推測されるのである。云うまでもなく、貸方における「貸付方」と見合うものである。しかし、史料的な制約からこの貸付方の内容を明らかにすることはできない。この時期の下関出張店の活動の一端を示すものとして、明治六年一月制定の荷為替規則を次に掲げよう。⁽⁷⁾

荷物為替貸附方規則

- 一 荷物引当貸附願度ものハ手続ニ不及可申出事
 - 一 貸附荷物之儀ハ三ヶ月限り
 - 一 引当荷物預中相庭下落致候節ハ、其時相庭ニ応し差金為致、若差金無之節ハ荷物売払勘定相立可申事
 - 一 引当荷物預リ中火難・濡湿氣・鼠喰等非常之儀ハ置主可為損之事
 - 一 引当荷物入替之儀ハ聊ニ而も一切不相成事、尤万一無余儀次第出来之節ハ依時宜掛引も可有之事
 - 一 引当荷物之内手本入用ニ候得ハ、代金為差入、手本相渡可申事
 - 一 荷物蔵入ニ不相成候内前借致候儀、決而不相成事
 - 一 蔵前ニおゐて金錢請渡之儀堅不相成事
 - 一 貸附荷物蔵出し之節、元利蔵敷とも無不足勘定相立候上荷物相渡可申事
 - 一 利足之儀ハ一ヶ月金百兩ニ付、金巻兩式分定
- 限月之節ハ五日七ツ時限り
半月之節ハ十六日七ツ時限り

(1) 三井文庫所蔵史料 本二二四四。

(2) 『三井銀行八十年史』九四ページ。

(3) 三井文庫所蔵史料 本二四三/二一。

(4) 「函館為換座規則下書」三井文庫所蔵史料 追一六二五/八。ここには次の規定がある。

一 利足付預り金一切不相成候事

一 御用筋金銀出納并為換金、古金・地金等買入之外以為之商業堅不相成候事

(5) 本稿一一〇ページ以下参照。

(6) 『明治初年地租改正基礎史料』上巻 九四ページ、なお拙稿「政商保護政策の成立」(『三井文庫論叢』創刊号)二〇八ページ。

(7) 三井文庫所蔵史料 続一一二/四。

このように、下関出張店の勘定目録は、公金預り業務としての府県為替方と、「貸付方」とが、まさに表裏をなしていることを示している。そうであるならば、先の府県出張規則の規定は、どのように理解されるべきであろうか。

明治六年九月三野村利左衛門は「存寄見込以書付申上候」なる文書を提出して、家政改革の方針を示した。その第四項には次のごとく述べられている。⁽¹⁾

一 松坂之儀ハ、井田一平尽力いたし、追々盛大ニ相成可申、是全御家之名を以井田尽力より手広之事ニ相成候儀ニ御座候、然ル処、松坂之儀ハ是迄さして多分之大金を扱候儀も無之処、当節ニ至り候而ハ、前々とハ違ひ、多分之金高を自由ニ相成候様ニ成行候ニ付、此辺如何可有之哉先ツ当節之処ニテハ、多分之間違等ハ有之間敷と存候へ共、既ニ各出張所ニおゐて、式ヶ所計不都合を生じ候儀と承り候、依之此末其儘差置候而ハ、後日ニ至り如何可有之哉、御預り金ニても手元ニ多分立廻り候得ハ、必鹿末ニ相成不取締之基ニテ、後日之事件ニ相成可申儀と甚心痛致候、依之尚人撰之上、勤番役出頭為致度奉存候

ここでは松坂店の運用資金が潤沢になったことにもない、弊害が生じることを戒めているが、すでに二か所の出張所において不始末が生じていることを記している。松坂店の運用資金の増大は、第一〇表が示すように府県公金の取り扱いによるものである。松坂店の資金が名古屋の両替商の中西組を通じて飛驒の鉾山稼人へ投下されていることな

為換座三井組の成立と展開（岩崎）

第10表 松阪店預り金構成（明治6年6月30日現在）

		預り金	同 比 率
官 金 預 り	愛 知 県	81,990.202	31.76%
	三 重 県	79,021.898	30.60
	度 会 県	33,271.790	12.88
	小 計	194,283.890	75.22
	大元方利付預り金	4,534.034	1.74
諸方利付預り金	31,372.582	12.15	
そ の 他	4,344.667	1.68	
各店為替差引戻	23,739.616	9.19	
合 計		258,274.789	100.00

出典）三井文庫所蔵史料 別2330 より作成。

ど、造幣寮への地金納入をめぐる興味ある動きがみられるが、松阪店においても貸付金のこげつきによって不良資産を増加させ、整理のために「松阪改正方」が設けられるにいたる。さきの史料は、預り公金の放漫な運用によって、このような問題が生じることを指摘しているのである。したがって、三井組が公金取扱を経営の重要な基盤に据えることからいっても、公金取扱には十分な配慮が必要とされる。「貸付方」の分離はそのための措置であった。明治六年五月の一連の規則の中で「東京・横浜貸付方改正規則は次のごとく貸付方の業務を規定している。

東京 横浜 貸付方改正規則

- 一 今般改正ニ付貸附方東京横浜とも合併致シ而所江扱所相設ケ御用方と區別相立取扱可申候事
- 一 貸附之義ハ都而於迄之通規則相守取扱可申候事
- 一 貸附金出納之義ハ東京横浜御用所より入用之都度々々甲乙帳面を以無差支請渡致シ可申、尤利足日分等之所置ハ貸附方に相任せ可申候事
- 但毎月勘定相調可申候事
- 一 懇引役之内卷人宛ハ貸附方江相詰諸事談合、聊不体戴之義無之様可申合事
- 一 利足附貸金之義ハ御用方ニ而一切取扱申間敷、仮令御用先御役所向ニ而も利足附候得ハ貸附方江相廻シ為取扱可申候事
- 一 利足附預り金之義ハ御用方ニ而區別相立取扱可申候、貸附方ニ於て決而預り申間敷候事

一 貸附方ニ而利足取立候分ハ、其都度々御用方江相納可申、必利足金を以て貸附金江廻廻し申間敷候事

一 貸附方ニ而遠国并横浜等荷為替貸附扱之義ハ、其廉々扱人之區別相立置為取扱可申候事

一 地方向取扱之義ハ、検査役并蔵役懸合方等夫々區別相立置、為取扱可申候事

一 貸附方下役之義ハ、重役中示談之上、夫々交代為相勤可申候事

一 懸分を以扱候上ハ假令大元方重役之差図たりとも其懸のもの一同不同意之義ハ吃度議論相立便宜決議之上所置可致、決而役威ニ相恐候而不平之所置致申間敷候事

一 貸附方之義ハ当節之時勢ニ随ひ何事も手早に取扱可申候事

一 貸附金之義ハ何程小金ニ而も老人之存意ニ而取扱申間敷其懸役并懸引方之小印濟之上取扱可申候事

一 貸附方之義ハ店商法之義故、別而米客を叮嚀信実ニ取扱、決而驕慢浮薄之取扱致間敷候事

(後略)

ここには、御用方(公金取扱)と分離した貸付方の業務が明確に規定されている。貸付方分離の構想は、すでに明治五年の大元方機構図(第一図)にもみられる。明治五年一月の時点における支店・出張店の管轄範囲としては横浜・松阪・静岡・函館・新潟・木更津・新治の各店は東京為換座を元方とし、西京・神戸・下関・和歌山・敦賀の各店は大坂為換座を元方とする構想が示されていた⁽⁴⁾。しかし府県出張店の増設と、為換座廃止にともなう組織改正の必要から第二図のごとき五か所の御用所を拠点とする構想が打ち出されるにいたった。これら御用所は、それぞれが近接する府県出張店を管轄する。この段階において「貸付方」は重要な位置を占める。御用方と貸付方とは、以後の三井組の営業活動の両輪となるからである。

(1) 三井文庫所蔵史料 追一六五六、『稿本三井家史料』高朗 五四四ページ。

(2) 拙稿「三井組神岡進出の背景」(『三井金属修史論叢』創刊号所収)参照。

(3) 三井文庫所蔵史料 本一二五五。

(4) 東京大元方「評議帳」三井文庫所蔵史料 続二二四九。

4 東京大元方の確立

明治六年改革が打ち出した方針のうち、もう一つの重要な問題は西京大元方の地位についてである。

明治四年一〇月の東京大元方の創設を規定した「規則」においては「彼地（東京―筆者注）江大元方取建可申候、決て京都大元方廢し候訳ニハ無之、根本一ツニして左右ニ枝あるかことく、此上分れ役場相建候間、此旨相心得、取違無之様承知可致」と記されている。そしてここでは東・西両大元方の管轄範囲が定められた。諸願は京都・大阪・神戸・松坂の店々は京都大元方へ、東京・横浜各店は東京大元方へそれぞれさし出すことにし、「至急之願ハ其地ニて取計へく、不差急向ハ両地打合之上取計可申事」とされている。したがって、この規定からみるかぎり、両者は並列的關係にあるように思われるが、しかし、三井家の營業の中核として統轄の機能を果すべき部分は、すでに東京大元方が設置された時点で東京に移っていると考えられる。三井家の大元方同苗の高福・高朗・高喜らは明治四年末上京するが、彼らと三野村・斎藤純造らによる評議が、いわば最高決定となっている。明治六年の改革では、これを制度的に規定したといえよう。すなわち、「大元方之義、東京を大元方基本ト相建、惣取締致シ」、京都では、「旧大元方ヲ相廢し、新町御用所奥江大元方ヲ相建可申候、尤東京大元方出張所と相心得可申」とされている。また大阪においても旧為換座（三）大阪御用所の奥へ大元方出張所を設け、これら京都・大阪両出張所は、「事件之義ハ東京大元方江遂相談、扱可申」と規定されている。

このように、明治四年末に創設された東京大元方は、間もなく三井の中枢機関としての位置を確立し、これにたいして京都における従来の大元方は、実質的な機能をほとんど失うにいたった。しかし、東京大元方の創設が、大元方の移動の形をとらず、一時的にもせよ両者並存の形態をとらざるをえなかったところに、三井の旧態を墨守しようとする部内の保守的勢力の存在が感じられる。三野村への全権委任という異例の人事も、これらの抵抗を却けるための手段と考

為換座三井組の成立と展開（岩崎）

第11表 大元方の収支状況（文久3年～明治5年）

	収 入	支 出	延 銀	不 足	有 銀 総 額
文久3年 春季	551,604.300	472,272.260	79,332.040	—	39,291,263.511
秋季	580,164.590	272,433.390	107,731.200	—	39,398,994.711
元治元年 春季	570,968.380	578,008.500	—	7,040.120	38,611,954.591
秋季	652,722.490	701,960.860	—	49,238.380	39,342,716.211
慶応元年 春季	660,144.890	773,972.360	—	113,827.470	39,228,888.741
秋季	799,149.460	654,540.340	144,609.120	—	39,373,497.861
2年 春季	2,686,299.360	815,732.660	1,870,566.700	—	41,244,064.561
秋季	1,020,231.830	1,147,836.400	—	127,604.570	41,116,459.991
3年 春季	930,148.660	968,169.280	—	38,020.620	41,078,439.370
秋季	931,893.860	938,115.360	—	6,221.500	41,072,217.870
明治1年 春季	944,765.860	759,043.430	185,722.400	—	41,257,940.300
秋季	1,045,515.500	663,934.640	381,580.860	—	41,639,521.160
2年 春季	759,332.390	739,409.720	—	19,922.670	41,659,443.830
秋季	756,272.900	757,654.750	—	1,381.850	41,658,061.980
3年 春季	754,180.230	1,292,493.760	—	538,313.530	41,119,748.450
秋季	1,214,233.580	1,277,826.420	—	63,592.840	41,056,155.610
4年 春季	758,970.480	664,350.820	94,619.660	—	41,150,775.270
秋季	632,212.450	836,941.780	—	204,729.330	40,946,045.940
5年 春季	242,140.570	1,056,389.020	—	814,248.450	40,131,797.490
秋季	914,265.000	892,737.620	39,373.324	—	40,153,324.870

出典）各季「大元方勘定目録」三井文庫所蔵史料 統2412～2418，本2084より作成。

えられるのである。明治六年に至ってはじめてこのような規定がなされているのは、むしろこの時期にいたるまで両者の関係を断ち切れなかったことを意味していよう。最後に、蓄積基盤としての営業店機構の再編の上にたつ東京大元方の、統轄機関としての確立のあらわれを、各店の功納金納入の上にもみることにしたい。

東京大元方の地位の確立は各営業店のそれへの集中となつてあらわれる。大元方の収入は、各営業店からの功納金によって維持されているが、これを旧大元方と比較しつつ東京大元方の収入面から検討しよう。

第一一表は、文久三年（一六六三）から明治五年にいたる一〇か年間の大元方の収支状況ならびに各期末の有銀総額を示している。慶応二年春季の延銀一八七〇貫余りは、両替店からの「臨時金入」によつても

たらされたものである。収支差引は、この年以外はみるべき延銀はなく、むしろ明治期になってからは不足の期間が続いている。慶応四年から明治五年までの五か年の延銀合計は七〇一貫二九六匁にたいして、不足額の累計は一六四二貫一八八匁となり、この期間を通じて九四〇貫余りの不足を生じている。したがって各期末の有高は銀四万貫前後で低滞を示している。これらの大元方の収入の大半は云うまでもなく各店からの功納金によっている。第一二・一三表は功納金負担の内訳及びその比率を示しているが、各店からの功納金が収入の九〇％を下ることはない。幕末期における本店筋からの功納は、両替店からの臨時収入のあつた慶応二年春季を除けば、両替店とほぼ同率か、あるいはそれを上まわっている。しかし、明治二年春季以後呉服店からの功納金の比率が著しく低下していることが注目されよう。これは第一四表が示す明治三年秋季以後において一層顕著となる。明治三年春季の両替店からの収入内訳は当季納銀五〇〇貫の外東京両替店からの別丹誠納二四〇貫と同永預り分臨時金入一三八貫五五匁であるが、収入総額の七二・三五％をしめている。当季には東京・横浜御用所、および東京糸店から九〇貫の功納があり、呉服店は一〇・二九％をしめるにすぎない。呉服店分離の一つの前提がここに現われているとみられよう。

この第一四表の功納金にはかなりの未納分が含まれていることが指摘されているが、東京大元方が創設されてから以後の西京大元方の収入は、ほとんど全部を東京大元方からの送金に依存するにいたっている。功納金は明治五年春季に両替店別丹誠納四年秋季の分として銀二四貫があるにすぎない。いわば未納分の繰越しのみとなったのである。功納金制度は明治五年春季決算から従来の定式功納制を廃して、期末利益金の六〇％を大元方へ納めるように改められたが、後述するごとく各店の功納金はすべて東京大元方へ納められ、西京大元方は単にその取り次ぎを行なうに止まっていた。⁽⁶⁾

西京大元方の機能の縮少は、支出の内容にも反映している。明治六年春季の西京大元方の支出（第一七表）の六一％

松坂店	小計	在家宿賃収入	金相場徳その他	合計
賃 欠 6,500.000	賃 欠 501,500.000	賃 欠 50,104.300	賃 欠 —	賃 欠 551,604.300
6,500.000	531,500.000	48,664.590	—	580,164.590
6,500.000	531,500.000	39,468.380	—	570,968.380
6,500.000	606,500.000	46,177.490	45.000	652,722.490
6,500.000	606,500.000	53,644.890	—	660,144.890
6,500.000	756,500.000	42,649.460	—	799,149.460
6,500.000	2,645,500.000	39,799.360	—	2,686,299.360
6,500.000	1,000,500.000	19,731.830	—	1,020,231.830
6,500.000	906,500.000	23,648.660	—	930,148.660
6,500.000	906,500.000	25,393.860	—	931,893.860
6,500.000	906,500.000	38,265.860	—	944,765.860
6,500.000	748,500.000	48,845.550	48,170.950	1,045,515.500
4,000.000	703,500.000	48,056.130	7,276.260	759,332.390
4,000.000	704,000.000	48,563.040	3,709.860	756,272.900
—	700,000.000	49,397.440	4,782.790	754,180.230

小計	在家宿賃 収 入	金相場徳 そ の 他	合 計	本店+向店	両 替 店
90.92%	9.08%	—%	100.00%	44.41%	45.32%
91.62	8.39	—	100.01	44.82	45.68
93.09	6.91	—	100.00	45.53	46.41
92.92	7.06	0.02	100.00	53.63	38.30
93.90	8.31	—	100.00	54.19	38.70
94.66	5.34	—	100.00	53.18	40.67
98.52	1.48	—	100.00	17.49	80.78
98.07	1.93	—	100.00	53.61	43.81
97.46	2.54	—	100.00	53.76	43.00
97.27	2.72	—	100.00	53.65	42.92
95.95	4.05	—	100.00	53.92	42.34
90.72	4.67	4.61	100.00	47.82	42.28
92.71	6.33	0.96	100.00	39.50	52.68
93.09	6.42	0.49	100.00	39.67	52.89
92.81	6.55	0.63	100.00	39.78	53.04

為換座三井組の成立と展開（岩崎）

第12表 大元方収入内訳（文久3年～明治3年春季）

		本 店	向 店	両 替 店
文久3年	春季	210,500.000	34,500.000	250,000.000
	秋季	225,500.000	34,500.000	265,000.000
元治元年	春季	225,000.000	34,500.000	265,000.000
	秋季	315,500.000	34,500.000	250,000.000
慶応元年	春季	315,500.000	34,500.000	250,000.000
	秋季	390,500.000	34,500.000	325,000.000
2年	春季	435,500.000	34,500.000	2,170,000.000
	秋季	512,500.000	34,500.000	447,000.000
3年	春季	465,500.000	34,500.000	400,000.000
	秋季	465,500.000	34,500.000	400,000.000
明治1年	春季	465,500.000	34,500.000	400,000.000
	秋季	465,500.000	34,500.000	442,000.000
2年	春季	265,000.000	34,500.000	400,000.000
	秋季	300,000.000	—	400,000.000
3年	春季	300,000.000	—	400,000.000

出典）第11表に同じ。

第13表 大元方収入内訳比率

		各 店 功 納 金			
		本 店	向 店	両 替 店	松 阪 店
文久3年	春季	38.16%	6.25%	45.32%	1.18%
	秋季	38.87	5.95	45.68	1.12
元治元年	春季	39.49	6.04	46.41	1.14
	秋季	48.35	5.28	38.30	0.99
慶応元年	春季	48.85	5.34	38.70	1.01
	秋季	48.86	4.32	40.67	0.81
2年	春季	16.21	1.28	80.78	0.24
	秋季	50.23	3.38	43.81	0.64
3年	春季	50.05	3.71	43.00	0.70
	秋季	49.95	3.70	42.92	0.70
明治1年	春季	49.27	3.65	42.34	0.69
	秋季	44.52	3.30	42.28	0.62
2年	春季	34.96	4.54	52.68	0.53
	秋季	39.67	—	52.89	0.53
3年	春季	39.78	—	53.04	—

明治4年秋季	明治5年春季	明治5年秋季	明治6年春季
實 欠 125,000.000	實 欠 —	實 欠 —	出 —
500,000.000	26,568.000	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
6,000.000	—	—	—
631,000.000	26,568.070	—	—
—	30,697.000	765.000	50.000
1,212.450	—	—	—
—	—	—	—
1,212.450	30,697.000	765.000	—
—	184,875.000	913,500.000	14,987.500
632,212.450	242,140.570	914,265.000	15,037.500

明治4年秋季	明治5年春季	明治5年秋季	明治6年春季
19.77%	—%	—%	—%
79.09	10.97	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
0.95	—	—	—
99.81	10.97	—	—
0.19	12.68	0.08	0.33
—	76.35	99.92	99.67
100.00	100.00	100.00	100.00

(1)(2) 「規則」三井文庫所蔵史料 本二二一九、『稿本三井家史料』高福 一七二八ページ。
 (3) 三井文庫所蔵史料 本二二五五。

は賄料など同族にたいするものである。このように東京大元方創設後の西京大元方は、実質的な統轄の機能を全く失ったとみてよいであろう。

第14表 大元方収入内訳（明治3年秋季～明治6年春季）

	明治3年秋季	明治4年春季
呉服店	125,000.000	125,000.000
両替店	878,555.000	596,000.000
東京・横浜御用所	90,000.000	—
東京糸店	90,000.000	—
松坂店	—	6,000.000
小計	1,183,555.000	727,000.000
在家宿賃	30,678.000	30,646.000
金相場徳	—	725.500
利足入	—	598.080
小計	30,678.000	31,969.000
東京大元方より	—	—
合計	1,214,233.580	758,970.480

出典) 「大元方勘定目録」三井文庫所蔵史料 本 2084。
 明治6年春季のみは、「西京大元方金銀贖払目録」同 別 2603/7 による。

第15表 大元方収入内訳比率（明治3年秋季～明治6年春季）

	明治3年秋季	明治4年春季
呉服店	10.29%	16.47%
両替店	72.35	78.53
東京・横浜御用所	7.41	—
東京糸店	7.14	—
松坂店	—	0.79
小計	97.47	95.79
その他の	2.53	4.21
東京大元方より	—	—
合計	100.00	100.00

出典) 第14表に同じ。

第16表 明治6年春季西京大元方金銀請払目録

	請 方	払 方
明治5年12月目録尻有高	669,222.081	円
同6年春季諸方預方	339,047.534	
*同6年中東京大元方より下り金	14,987.500	
*大阪家方宿料入	50.000	
6年春季有物	7.167	
当季諸方貸高		874,625.669
同 諸方講掛金		335.875
元方有家并東京大阪家方有高		131,606.701
*元方会所惣払高		13,848.173
*利足出入差引出方		265.652
正有金		2,293.099
合 計	1,023,314.282	1,023,314.282

出典) 三井文庫所蔵史料 別2603/7 より作成。

注) *印は損益勘定である。

第17表 明治6年春季西京大元方入払仕分ヶ調

	入 方	払 方
明治6年春季東京大元方より下し金	12,000.000	円
同 店々別宅役料前同断	2,987.500	
大阪家方宿料入	50.000	
旦那衆御隠居料		100.000
同 賄料		6,500.000
同 惣領并御娘方入用		687.500
同 名目役料		1,300.000
同 東京, 大阪, 伊勢路用		40.000
仲間出し切		1,056.927
御合力		458.067
店々別宅役料		3,157.500
公用勤向入用		127.348
諸方下屋敷入用		126.420
大元方出張会所小払		294.411
利足出入差引出方		265.652
計		14,113.825
(入払差引) 延金		923.675
合 計	15,037.500	15,037.500

出典) 第16表に同じ。

- (4) 明治三年改革によって東京糸店が大元方直轄となったための措置である。「大元方収納調書」(三井文庫所蔵史料 本二二四二)によれば、この時に規定された各店功納指定期額は呉服店筋功納は一か年銀五〇〇貫、両替店筋一〇〇〇貫、大元方筋(東京・横浜御用所)および東京糸店は各一八〇貫、東京抱地所・西京大阪抱屋敷および河内新田一二〇貫、合計一九八〇貫(三万三〇〇〇兩)であった。したがって、明治三年春季に関する限りこの規定は呉服店以外は実現されている。なお右の調書は大元方筋(東京・横浜御用所)の功納については「是迄年賦済金高苦配年限中ニハ候得共、格別為致丹誠、当年年(明治三年一筆者注)より右之高功納可致事」とあるが、次季より両御用所の(西京)大元方への功納は行なわれず、東京御用所の明治五年の延金の八〇%(九万八八〇三円九九錢八厘)および横浜御用所の明治五年より六年一二月迄の延金の六〇%(五万八〇七〇円九錢九厘)は「呉服店廻り滞り貸金へ入帳」されている(「申一月より西十二月迄 大元方総目録入払調書」統六五二三)。
- (5) 松本四郎「幕末維新期における三井家大元方の存在形態」(「三井文庫論叢」第二号)八九・九〇ページ。
- (6) 東京大元方「評議帳」(三井文庫所蔵史料 統二一四九)明治五年九月二日の項によれば「此度改正ニ付、京都・大阪・松坂・神戸右各所店々目録尻延銀、京都大元方江相納候上東京大元方江相納メ可申敷、又ハ各所店々々同様東京大元方江相納可申敷」の問合わせにたいして「右ハ京都初メ大坂・松坂・神戸店々々春季目録出来候ハ、京都大元方江為相納、各所相揃不申とも差出し次第延金高早速当地江通達可被致候」と指示している。

営業店組織の再編成を背景に、東京大元方が次第に統轄機関としての機能を確立するにいたったことはすでに述べたが、これにともなつて各営業店の功納金も東京大元方に集中する。

明治六年五月、委任状を受けて大元方総轄に就いた三野村は、「大元方取調向申渡」として次の各項目の調査を指令した。⁽¹⁾

- 一 諸向出入帳々書抜帳江写取、取調可申候事
- 一 御宅々々定額取極置候帳面を拵置、渡方取調之事
- 一 別宅給料前同様取調之事
- 一 大元方諸入用取調之事
- 一 証券入用取調之事

(明治5年1月～6年12月)

	払	方
37,764.722	宅々賄料并役料 其外 是迄立置候諸入費共	41,500.000
4,000.000	八郎右衛門次郎右衛門三郎助出費雑用小遣共	5,301.913
46,350.740	各所旅費入用	4,347.000
9,854.507	三府松阪横浜神戸其外出張所別宅手代役料	22,856.664
6,032.394	大元方臨時入用, 証券入用共	96,795.865
4,458.460	諸方進物入用	816.450
108,460.803	香奠并太儀料, 家督世話料とも	169.000
8,352.388	神社仏閣入用	56.587
4,112.700	大元方諸品賄方払	238.261
3,252.766	利足払方	23,909.734
15,717.854		
124,178.657	合 計	195,541.473
163,623.164	延 金	92,260.347
287,801.820	総 計	287,801.820

一 同利足金并徳益取調之事
 一 諸方江相廻シ候繰替金之事
 一 諸向利足調之事
 一 諸方店々勘定調之事
 一 臨時入用調之事
 一 御用所預ケ金出入調之事
 一 西京新規渡シ金調之事
 一 同目錄勘定新古調之事
 一 今般地所大元方持ニ相成候ニ付而ハ諸方とも早々取調、別段役場相建出張先々ニ至迄地所家方取調可申
 一 原野開墾之義ハ今般大元方持ニ致候間、懸りを相建取調可申候事
 一 右之通り申渡候間、大元方役場ニおゐて早々取調ニ相掛り可申候事
 明治六年五月
 大元方 ㊦
 三野村利左衛門 ㊦
 大元方役場御中

この調査は、第一国立銀行の創立にともなう業務内容の変化に対応して、三井組の経理状況を把握する目的で行なわれた。調査は七年春まで継続して行なわれたが、七年七月五日大元方勘定目録が作成され、次いで翌八月「申一月を西一二月迄大元方勘定入払調書」なる書類が作

第18表 東京大元方「大元方総目録入払調書表」

		入	方
各 店 功 納 金	東京御用所	(明治5年1月~7年3月)	
	横浜御用所	(大元方定式功納)	
	大阪御用所	(明治5年~6年秋季)	
	西京御用所	(同)	
	神戸御用所	(同)	
	松阪御用所	(5年春季~6年春季)	
	小計		
	東京両替店	(明治5年)	
	大阪両替店	(同5年秋季~6年春季)	
	西京両替店	(同5年秋季)	
	小計		
	合計		
		明治5年~7年3月 諸方利足上り高	
		総計	

(出典) 三井文庫所蔵史料 統 6523 より作成。

られている。⁽²⁾

この大元方勘定目録は、従来の勘定目録とは型態を異にし、明治五年一月から七年三月三十一日にいたる期間の目録である。したがって、これらの目録は東京大元方が創立されて以後の決算が、明治七年になってはじめて行なわれたことを示している。右の二つの資料のうち、後者は東京大元方設置後の収支計算を示すものである。両者を対照すると、損益勘定の支出額、および収入のうちの利足収入額は同一であるが、各店からの功金額には喰い違いが認められる。詳しくは行論の中で検討することにして、まず「入払調書」を第一八表に表示しよう。

入方(収入)は各店からの功納金と諸方からの利足収入からなり、功納金は各店の利益金の六〇%が納入されている。ただし、本表以外に東京御用所・横浜御用所の利益金で旧本店筋塞金の償却にあてられているものがある。払方(支出)の「入払調書」による各店からの功納金は一二万四一七八円であるが、大元方勘定目録による明治七年三月末現在の損益計算では一四万五一三〇円であり、約二万一〇〇〇円増となっている。相次いで作成された二つの目録におけるこのような喰い違いが何を意味するのか、諒解に苦しむが、この勘定目録による功納金額の内訳を示す第一九表でみると、勘定目録では明治四年以前の東京・横浜両御用所および東京両替店からの功納金が合算されていることが知られる。第

明治5年 秋季分	明治6年 春季分	明治6年 秋季分	明治3・4 年小計	明治5・6 年小計	合計	同比率
円	円	① 円	円	円	円	%
		37,764.722	5,793.821	37,764.722	43,558.543	30.01
1,000.000	1,000.000	1,000.000	2,000.000	4,000.000	6,000.000	4.13
② 10,405.862	19,045.683	16,099.195	—	45,550.740	45,550.740	31.39
2,446.207	1,825.748	1,760.419	—	6,672.799	6,672.799	4.60
1,455.840	3,315.740	5,882.923	—	10,654.503	10,654.503	7.34
1,683.025	2,323.020	—	—	4,458.460	4,458.460	3.07
16,990.934	27,510.190	62,507.259	7,793.821	109,101.224	116,895.045	80.54
7,152.388	—	—	7,600.000	8,352.388	15,952.388	10.99
1,839.000	2,273.700	—	—	4,112.700	4,112.700	2.83
3,252.766	—	—	—	3,252.766	3,252.766	2.24
12,244.154	2,273.700	—	7,600.000	15,717.854	23,317.854	16.06
500.000	—	—	—	1,000.000	1,000.000	—
—	—	3,917.529	—	3,917.529	3,917.529	—
29,735.088	29,783.891	66,424.788	15,393.821	129,736.607	145,130.428	100.00

一九表のうち、東京・横浜御用所以外の「御用所」は明治五年秋季までは為換座を意味している。これら為換座と両替店は合併統合して新たな御用所となった。第一九表はすべての出張店の利益金がこれらの各御用所を通じて一本化され、東京大元方に納入されている姿を示している。営業店組織の再編成は、このような形で利益金の集中をもたらしたのである。

(1) 「申渡」三井文庫所蔵史料 本四九三。

(2) 東京大元方「日記」(三井文庫所蔵史料 本七三六)明治七年五月四日の項に「大元方会所ハウス(駿河町新館―筆者注)へ引越、無滞相整候事、今日大元方御寄会、主中様御立会之上、申春季に戌三月三十一日迄大元方勘定目録出来ニ付、配当金夫々規則被仰渡候事」また同六月五日の項に「申一月に西十二月迄当地大元方惣目録勘定入払調書出来ニ付、右調書壹冊宛西京・大坂・横浜・神戸・松坂御用所江差下し候」とある。

(3) 本稿一四一ページ、注(4)参照。

為換座三井組の成立と展開（岩崎）

第19表 東京大元方への功納金季別内訳（明治5年1月～7年3月）

	明治3年 秋季分	明治4年 春季分	明治4年 秋季分	明治5年 春季分
東京御用所	3,543.821	2,250.000		
横浜御用所		1,000.000	1,000.000	1,000.000
大坂御用所				640.425
神戶御用所				
西京御用所				452.415
松坂御用所				
小計	3,543.821	3,250.000	1,000.000	2,092.840
東京両替店	4,000.000	1,600.000	2,000.000	1,200.000
大坂両替店				
西京両替店				
小計	4,000.000	1,600.000	2,000.000	1,200.000
東京両替店方功納 ^㉑				500.000
その他 ^㉒				
合計	7,543.821	4,850.000	3,000.000	3,792.840

出典）大元方「店々功納帳」三井文庫所蔵史料 別 2050 より作成。

注）① 明治6年1月～7年3月31日までの功納高。

② 同4年8月～5年11月までの功納高。

③ 東京両替店 40ヶ所，26ヶ所功納，半季500円。

④ 東京両替店，同御用所別廉功納其外口々差引残（6年10月13日入金）

おわりに

本稿では、考察の対象を為換座三井組に限定しつつ維新変革への三井の対応をみた。維新政権の誕生以来新政府との関係を緊密にした三井は、廃藩置県後の支配体制構築の過程でより一層権力機構への密着度を強め、支配体制の一翼を担うものとして自己を位置づけた。為換座は、その橋頭堡としての意味を持っていた。

新貨幣の発行を契機として設立された為換座三井組は、大蔵省・開拓使両兌換証券の発行をも併せ行なうことによって井上財政の金融政策と深く結びついたが、同時に国庫の統一という財政的課題とも関連して公金取扱業務を拡大した。三井はこれらの政府関係業務を挺子として新たな経済発展の成果を吸収するための経営組織の再編成を試みるが、その基軸をなしたのが為換座であったことは言うまでもない。そして

ここには、三井を財政・金融政策の中心に据えようとする明治政府の意図が強く作用していたことも、すでにみて来たごとくである。

しかし為換座は、第一国立銀行の創立にともなうて性格の転換を余儀なくされ、三井は再び転生を強いられた。三井は明治六年の改革を経て、明治七年五月には駿河町の新館に「為換バンク 三井組」を発足させた。さらに翌年三月にはこれを「三井バンク」と改称、七月七日付をもって銀行創立の出願を東京府に提出した。そして明治九年七月、わが国最初の私立銀行としての三井銀行が正式に発足する運びとなる。本稿では、考察を為換座三井組に限定せざるをえなかったため、明治六年以降の御用所・府県出張店を基盤とする三井組の展開過程を論ずることができなかった。政商資本の基礎構造を明らかにする上で重要な意味を持つこの問題の検討は別の機会に改めてとりあげることにして、最後にこの一連の「改革」過程における三野村利左衛門の演じた役割について述べておきたい。

三野村利左衛門は、明治初年の三井家の家政改革において、一貫して最も主導的な立場にあり、ここで果たした役割はきわめて大きなものであったといえよう。

たしかに三野村がすぐれた企画能力と実行力を有し、三井家の家政改革にそれを充分に発揮したことは、彼を知るものの後世の言によっても伝えられている。しかし、この「改革」を一個の資本の運動としての局面でとらえようとするとき、三野村の個人としての役割をどのように評価するかについては論議の分れるところである。明治一〇年三月に三野村は病没したが、その直後に彼の病没と符節を合わせたごとくに「改革」が志向した方向にたいするきわめて重要な変更が加えられていることを考慮すれば、この改革における個人としての三野村が果たした役割の意味を全く否定することはできない。

しかし、三野村個人がたとえ秀れた資質の所有者であったとしても、彼個人の能力によってのみ改革の実現が可能と

なるわけではない。そこには、彼自身をも含めて「改革」が志向する方向を支持し、それを推進しようとする一定の基盤の存在が考えられるのである。改革が、それを必然化する歴史的条件が成熟したところではじめてその実現が可能になるとすれば、三野村を前面に押し出して来たものは何であつたらうか。

この明治初年の三井家の家政改革の過程において三野村が果たした役割の一つに、明治政府の高官、とりわけ財政担当者との私的な結合を強化したことをあげることができよう。

維新政権成立途上の過渡的な段階において、権力への寄生は大きな利益を約束するものであつた。この関係は、とくに政府高官との私的な関係の強化によって維持される部分がきわめて大きかつた。政府高官への寄生が致富の根元をなした多くの事例をあげることができる。

しかし、前期的特権商人と明治政権との結合・癒着の関係は、明治初年という段階においては特定の意味を持つていたことに注意しなければならない。

何らの経済的基盤もなく出発した維新政権の財政的基礎をなしたのは、三井・小野・島田らを頂点とする旧来の特権的商人資本であつた。政府はまずこれらの商人層に依拠しつつ、彼らの支配する商品流通機構を掌握することによって国内の経済的統一を実現しようとして試みた。しかし、これら前期的特権商人の掌握を通じて統一的国内市場の編成を圖つた初期の経済政策は、彼らが依拠した領有制に基礎を置く商品流通機構の破綻によって転換を余儀なくされた。かくして領有制の解体を指向する土地改革、租税改革とともに、近代的经济諸制度の移植が強行される。いわゆる井上財政のもとでは、官営事業への尨大な財政投資と、政府の強力な保護監督による民間企業育成とを中心とした殖産興業政策が打ち出された。この過程で、第一国立銀行や郵便蒸気船会社の設立の例に見られるごとく、三井など巨大な資力を有する豪商によって半官半民的性格をもつ新事業が成立する。いわばこれら巨大な前期的資本を官僚の指導・統制のもとに

組織し、その資力に依拠しつつ、彼らを新らしく移植される経済諸制度の担い手として資本主義育成の中核たらしめようとしたのである。

一方半官半民的事業の基礎となった前期的資本についてみれば、官僚のイニシアチブのもとで政策の恣意的変動にたえず動揺しながらも、権力機構に癒着しつつこれを媒介とすることによって、自己の増殖をはかり、かつ前期的資本からの脱皮を開始したのである。未成熟な権力機構を補完する一分肢として自らを位置づけ、同時に権力機構の未成熟ゆえにより大きな利益の抽出を可能にした前期的資本の最も典型的な姿を、この時期の三井に認めることができるであろう。

明治政府、ことにその財政担当者は、三井の巨大な資力に着目し、これを政府の指導・監督下に組み入れることによって政策実現の重要な役割を担わせようとした。そして、これに強力な保護を与える反面、政府の意向にそった資本のあり方に転換させるための強い働きかけがおこなわれるのである。他方、幕末期以来の経済的変動のなかで体制的転換をせまられた三井にとっても、明治政権との癒着は、その転換にとってきわめて重要な契機となるものであった。しかし、明治政府が三井に期待する資本のあり方と、三井自らが指向するそれとは必ずしも同一ではない。大勢としては政府の意向に沿いつつも、つねに資本独自の運動を追求することによって自己の増殖を図る。したがって、こうした干渉と抵抗とが妥協的に解決されたことの結果として、三井と明治政府との間に一定の共生関係が形成されるにいたるのである。いわば、このような結合の接点に位置したのが三野村利左衛門であり、またここに位置することによって、はじめて「三野村の改革」なるものも実現が可能になったのである。三野村の資質は、このような条件のもとにおいてこそ一定の機能を発揮しえたといえよう。三野村によって主導されたとされる明治初年の三井の転換過程をみると、そこには明治政府の側からの強い働きかけの影響を認めることができる。こうした権力との結合を媒介契機として行なわれ三井の転換の過程を具体的に解明することに本稿の狙いがあった。